

法社会学への出発

喝采

日本法社会学会五〇周年記念事業について

刊行にあたって

法社会学への出発

北海道法社会学事始め 五十嵐 清
近代市民法の歴史研究を志して 石部 雅亮
法社会学とともに五十年 石村 善助
ロシアと中国の法に取り組む法社会学 稲子 恒夫
社会保障法への接近～法社会学会入会前後 小川 政亮
半法社会学者の弁 甲斐道太郎
法社会学との出会い～川島時代の法社会学会 戒能 通厚
法社会学会との出会いの頃 片岡 昇
私の税法学の方法 北野 弘久
戦後法社会学の再生と私 黒木 三郎
法社会学会と私 小林 孝輔
市民法論への流れ 清水 誠
さみどり・ぐるうぷ 田中 茂樹
法社会学の花園 千葉 正士
自然を見る目で法を見る 所 一彦
来栖三郎先生の開講の辞 利谷 信義
身体に服を合わせよ 中尾 英俊
法社会学への関心 西原 道雄
川島法学～発進と転回の「奇跡」 唄 孝一
ある講演のこと 原島 重義
「巡査の結婚」を書いたころ 広中 俊雄
法社会学の一側面～一行政法研究者の眼 室井 力
法社会学と私 山下 末人
一九六〇年の出発 山田 卓生
法社会学への旅立ち 六本 佳平
農山漁村調査あれこれ 渡辺 洋三

法社会学会学術大会の歩み

1947年～1964年

1964年～1977年

1978年～1996年

法社会学会役員一覧

「大会の歩み」と「役員一覧」について

あとがき

喝 采

すばらしい文集ができた。法社会学への出発（たびだち）という絶妙な題を考え出して、精力的に編集作業に取り組まれた田中茂樹さんの快挙である。会員を代表して、心からお礼を申し上げたいと思う。

文集の眼目は、創設期以来学会と関わってこられた先輩たちの回顧録である。簡潔で余韻の深い名文が多い。若い日に新しい学問の胎動に遭遇した各人それぞれのいきさつ、法社会学の名にときめいた胸の鼓動を生き生きと伝えるものである。それらは、学会の誕生期の初々しいコレクティブ・プロフィールを構成している。歴史の曲がり角を証言するこのようなドキュメンテーションができるのが、わが学会のユニークなところではないかと思う。まさに創立五〇周年を記念するにふさわしい冊子と言えよう。

学会は、五〇歳になって、今や漸くニキビ面の思春期というところであろうか。次には是非とも、血気盛んな層まで広げて法社会学への思いを披露してもらい機会を得たい気がする。

会員のみなさん、中身を一読されて私と同感されたら、田中茂樹・アンド・ヒズ・コンパニーにわれるような拍手を送りましょう。

日本法社会学会五〇周年記念事業について

創立五〇周年記念事業実行委員長 利谷 信義

日本法社会学会は、一九四七年一二月に設立され、本年一二月をもって満五〇周年を迎える。本学会は、「日本法社会学会五〇周年記念事業実行委員会」を設置するとともに、学会のシニアメンバーに顧問をお願いし、記念事業を実施することとした。

実行委員会は、記念事業として何をなすべきかを熱心に討議した結果、記念事業の基本理念として、今後の法社会学と学会の在り方を模索することに重点を置き、そのためにこそ、五〇年にわたる法社会学と法社会学会の歩みを振り返ることで一致した。

実行委員会は、具体的な記念事業として、歴史出版事業と記念式典・記念講演会という二つの事業を実施することとし、理事会の了承を得た。

まず、歴史出版事業は、法社会学会の創立から現在にいたる学会そのものの活動と、それを支えた各地域における法社会学研究の動きを記録することを基本とする。実行委員会は、すでに学会創立当時の事情や各地の法社会学研究の歩みに関するヒアリングを開始した。このような作業は、法社会学が時代の要請に応じてきた点や、応えようとして及ばなかった点を明らかにし、いま私たちが、何をなすべきか、何をなすことができるかについて、手掛かりを与えてくれるに違いない。本資料は、歴史出版事業の出発点を示すが、記録の収集などについて、会員の皆さんのご協力を心からお願いしたい。

また、記念式典と記念講演会は、これまでの学会の歩みを踏まえ、今後の出発を期する契機とする意味をこめて企画された。とくに「記念講演」は、「二一世紀の法をみつめて」という共通テーマの下に、渡辺洋三先生に「戦後日本の民主主義と法社会学」を語って戴き、広中俊雄先生に「法解釈学と法社会学」を論じて戴くこととした。なお、カリフォルニア大学のエイベル教授に「**Speaking Respect, Respecting Speech**」というテーマの特別講演をお願いしたが、これは国際法社会学会をはじめとして、日本の法社会学が国際的な広がりをもって発展していることを反映するものである。

日本と世界は、この五〇年間に大きく変動したが、今後さらにその度を強めようとしている。法社会学は社会変動の解明をその主要な役割の一つとするが、日本法社会学会が、五〇周年を契機とし、二一世紀にむけて活動を強化することを念願するものである。

刊行にあたって

創立五〇周年記念事業実行委員 山田 卓生

法社会学会の五〇周年にあたって、なにか歴史のようなものを残すことが理事会で企画され、わたくしも実行委員を仰せつかった。五〇年のほぼ三分の二を知っているので、お役に立てればとお引き受けした。

本来は五〇年の歴史をまとめることができればよかったが、五〇年に及ぶ法社会学界の業績を振り返ることは、もはや簡単にはできなくなっている。森島教授を中心にまとめられた『法社会学講座2』（一九七二）の「終戦後の法社会学」があるがそれからすでに二〇年以上を経過している。

その際なにを法社会学と見るかという範囲の問題があるうえ、それをまとめるとすれば当然視点と評価がはいってくる。個人の論文としてならば個人的見解でまとめればよいが、学会の作業となるとそういうわけにはいかない。この五〇年を生きてこられた方が何人か生存されていてその方々に、五〇年史をまとめていただければいいが、それをお願いするわけにはいかない。そこでとりあえず別のかたちで回顧するものをまとめることになった。すでに何人かの先生からヒヤリングをして貴重な話を聞かせていただいた。昨年十月に草創期の話をついた潮見先生はその二週間後になくなられた。

この作業と平行して、とりあえず比較的古くからの会員のかたに、法社会学会のいくつかの場面を書いていただこうということになり、学会に関係の深い方に寄稿をお願いすることになった。これらをつなぎ合わせるとこれまでに知られていなかった局面がうかがえるものとなっている。

日本の法社会学はいろいろな意味でユニークである。歴史に結びついている点、法学者によるものが主流を占めていること、法解釈との関連が強いこと、さらにマルクシズムの影響が強いことも特色の一つといえよう。歴史を振り返るのは過去こそよいからと言うわけではない。過去の学問的営為を正當に評価し、そのうえでこれからの法社会学を築いていくことこそが大切であろう。

本書は五〇周年の記念大会に間に合わせるために、限られた時間内で、できることをという制約のもとにつくられた。事務的なことのすべては田中茂樹、濱野亮のお二人がしてくださった。記念すべき学会に間に合わせてくださったことにお礼を申し上げたい。

法社会学への出発

たびだち

ここにおさめられたエッセイをご執筆いただくにあたっては、法社会学の古典や先駆的業績との遭遇に限ることなく、戦後の社会的・思想的状況の中で、どのような動機から法社会学という新興の学問への旅立ちを試みられたのか、その際執筆者にとって法社会学とはいかなる性格の学問であったのか、また法社会的な研究や著作活動と勤務先の大学で担当する授業との緊張関係はどのように克服されたのか、あるいは、各地の法社会的研究会の実績や当時の農村漁村の実態調査のご苦労がどうであったかなどを自由にお書きいただくようお願いした。字数は本文二千字以内に、文献または主著を引用する場合は三点以内におとどめいただくようお願いしたことも注記する。なお、ご氏名の五十音順にしたがって配列させていただいた。

(表紙題字 黒木三郎会員)

北海道法社会学事始め 五十嵐 清
近代市民法の歴史研究を志して 石部 雅亮
法社会学とともに五十年 石村 善助
ロシアと中国の法に取り組む法社会学 稲子 恒夫
社会保障法への接近～法社会学会入会前後 小川 政亮
半法社会学者の弁 甲斐道太郎
法社会学との出会い～川島時代の法社会学会 戒能 通厚
法社会学会との出会いの頃 片岡 昇
私の税法学の方法 北野 弘久
戦後法社会学の再生と私 黒木 三郎
法社会学会と私 小林 孝輔
市民法論への流れ 清水 誠
さみどり・ぐるうぷ 田中 茂樹
法社会学の花園 千葉 正士
自然を見る目で法を見る 所 一彦
来栖三郎先生の開講の辞 利谷 信義
身体に服を合わせよ 中尾 英俊
法社会学への関心 西原 道雄
川島法学～発進と転回の「奇跡」 唄 孝一
ある講演のこと 原島 重義
「巡査の結婚」を書いたころ 広中 俊雄
法社会学の一側面～一行政法研究者の眼 室井 力
法社会学と私 山下 末人
一九六〇年の出発 山田 卓生
法社会学への旅立ち 六本 佳平
農山漁村調査あれこれ 渡辺 洋三

北海道法社会学事始め

五十嵐 清

まずお断りしなければならないのは、私は法社会学の専攻者ではなく、したがって本記念冊子に寄稿する資格がないということである。それにもかかわらず本稿を引き受けたのは、北海道では長らく本格的な法社会学の研究が育たなかったこと、しかしながらその萌芽がなかったわけではないことを明らかにし、つぎの五十年への橋渡しをしたいためである。

もっとも私自身、法社会学に対し関心がなかったわけではない。法社会学に対する最初の関心は、おそらく一九四四年一〇月に東大法学部に入学して、原島重義などとともに聞いた末弘巖太郎の最後の民法講義にさかのぼる。末弘はその講義のなかで、概念法学はもう古く、これからは社会学的な民法学でなければならないと力説した。それゆえ私にとって、法社会学への関心は戦後はじめて生じたわけではなく、四四年の秋、薄暗い東大図書館で、末弘の『農村法律問題』などをむさぼるように読んだのが、私の法社会学事始めである。

私の戦争によるブランクは半年でおわり、四五年秋に復学した。当時本屋に有斐閣からリプリントされたエールリッヒの『法社会学の基礎理論』の原書がならんでいたのので、さっそく購入した。翌年参加した山田晟の演習でさいごに時間があまったので、本書を一部講読した。これが私にとって本格的な法社会学に接した始めである。

さて私は四八年より山田晟のもとでドイツ法専攻の特別研究生として研究生生活をはじめた。私の配属された第六共同研究室は私法の解釈論か外国法の研究をする者によって占められ、法社会学を専攻する川島シュレーはとなりの第五共同研究室にたむろし、当初は両者の仕切りが厚かった。しかし、いつとはなしに両者の交流が盛んになり、私もすでに四八年末に法社会学会に加入している。当時比較法を志す者にとっては、これまでのようなたんなる制度の比較ではだめで、社会の実態に踏み込んだ比較でなければいけないということは、自明であった。しかし、これは「言うは易く、行うは難し」の典型で、私の特研生前期終了論文「遺留分制度の比較法的研究」では、その理想のごく一部しか果たされていない。

「北海道法社会学事始め」と題した本稿は、北海道に達しないうちに、予定紙数の半ばに達した。残りを急ごう。私は一九五〇年に北大法経学部の助教授になり、翌年赴任した。北大には戦前から農業法専攻の小林巳智次がおり、四七年法文学部が創設されたときには、法社会学の先覚者・杉之原舜一が赴任した。したがって本来の事始めはそこから始めなければならないのだが、ここでは私の経験したことに限ることにする。

私の赴任した北大では、すでに杉之原は退官しており、後を次ぐ者はいなかった。もちろん法社会学の講座も講義もなかった。そこで、私は赴任二年目の五二年度のゼミのテーマに法社会学を選び、エールリッヒの『法社会学の基礎理論』の講読と法社会学のレポート作成を課した。学生の多くは、夏休みを利用して、実態調査を行った。それは北海道の農家相続についてのレポート一編および札幌の借地借家についてのレポート二編となり、後者は瀬川信久の近著『日本の借地』（六一ページ以下）に引用されるという光栄に浴した。しかしこれらの調査は、学界ですで行われたものをモデルにしてなされたものであり、私の指導はほとんどない。指導者がいなくても、学生は育つという一例である。

さて私より一年おくれて中川善之助の秘蔵弟子・山島正男が北大に赴任してきた。かれは、中川と共同して本州で多くの実態調査を経験してきた。その若きリーダー山島のイニシアティブにより、北海道でも農家相続の実態調査をやろうということになった。農地の狭い本州では、相続のさい分けるべき土地がないが、北海道ではその余裕があるのではないか、というのが仮説であった。五四年より翌年にかけて道内数箇所農村で、実態調査を行った。私も札幌市の近郊の札幌村のタマネギ農家と、大規模農業を営む十勝の大正村の調査に参加した。これが私にとり唯一の実態調査の経験となった。結論は、北海道の農業は生産性が低いため、土地が広くても相続による分割の余地が乏しいということになったが、本州の農村とは異なる意識も見られ、興味深いものがあつた。この調査こそ、北海道における法社会学事始めとして位置づけられる。その調査参加者にとっては、これは貴重な経験となったが、それが本格的な法社会学研究にまで育たなかったことについては、長年学会の理事をつとめた私の責任も大きいといわなければならない。

近代市民法の歴史研究を志して

石部 雅亮

法学の特色は、法規範と社会的事実の緊張関係の調和を図っていくところにあります。ヨーロッパ大陸では、法学は、しかし、法規範の体系的認識という学問形式をとって確立されました。その背後の事情は別として、そのために法の事実の認識や法規範の実際的適用の問題が背後に押しやられてしまう結果になりました。法社会学の革新的意義は、法規範ではなくて法の事実を出発点として法学の再構築を図ろうとしたところにあります。エールリッヒが法の事実から一般的法命題の形成までの過程を説明することを目指し、また「生ける法」のゼミナールを創設したのは、そのような意図の実行にはかなりません。

いまからふりかえると、一九五〇年代に法学を学び始めた私の場合、法の規範性についての確信が乏しかったように思えます。それどころか敗戦と戦後の混乱を目の当たりにして、国家権力による法と秩序に疑念と不信を抱いていましたから、法規範がわれわれのみずから作り出したものと到底思われず、むしろ現実認識から法の形成を志向する法社会学に強い魅力を感じたのも、無理からぬことかもしれません。学部と大学院の時代に、エールリッヒとウェーバーの講読を通じて、法社会学の道へと案内してくださったのは、磯村哲先生であります。また、先生の『エールリッヒの法社会学』はじめ、近代法学史の著作に触発されたことがきっかけとなって、私はドイツ近代市民法および市民法学の研究に向かうことになりました。

それとともに、私の勉強の場であったのは、「近代法研究会」であります。この研究会のことを語るのは、オリジナルメンバーであった甲斐道太郎と乾昭三の両先輩が最も適任ですが（甲斐「研究会紹介・近代法研究会」『法律時報』三九一二）、一九五〇年秋に民法学者のほか、上柳克郎、富山康吉、片岡 昇など商法や労働法の気鋭の学者がここに結集していました。会則もない緩やかな組織でしたが、実際は磯村先生が指導的立場にたっておられたということが出来ます。参加者の、自由で理論的にレベルの高い議論に刺激されて、毎月一度の研究会の後はずっかりリフレッシュされた気分になったものです。この研究会は「近代市民法の歴史的成立過程を、比較法的実

証的に研究することを目的とするものであった。当時の一般的思潮として西欧の近代をモデルとして近代社会の成立過程を精密に分析することは、日本社会の近代化＝民主化を推進し、さらにこれをこえて前進するためにどうしても必要な作業だと考えられていた」（甲斐）とされています。中心的な会員には、マルクスやウェーバー、エーデルリッヒなどの基礎理論を土台として、比較法的または歴史的に近代（現代）法の課題に取り組むといった姿勢に共通のものがみられ、その点、広い意味で法社会学的であったということができるといえるでしょう。いまでは近代主義者の集まりと評されるかもしれませんが、この研究会の実定法学者が、高度成長後の現代的問題に解釈学的に立ち向かう場合でも、やはり社会科学の考え方に裏打ちされた重厚さがあったように思われます。大学紛争以来、会員の多くが大学管理に忙殺され、磯村先生が退官されて、そのあとこの会が自然消滅のような形で開かれなくなってしまったのは、なんとも残念なことです。

私の場合、民法から出発しながら、結局ドイツの近代市民法・市民法学の成立過程の歴史研究に深入りすることになりました。歴史的事実の考察を重ねることによって、法の規範性の確信がえられるのではないか、そのようなことを考えて、たいへん迂遠な道を歩むことになったのです。そのさい、西欧近代をモデルにするというより、あくまでこれを歴史的に相対化するように努めて来たつもりです。権力や恣意によって左右されない法、個人の自由と平等の原理に立つ市民法の理念があると考えても、その現実の在り方はそれぞれの時代や社会によって多様で、相違があり、その理念が直接に実現されたところはありません。けれどもその理念の信仰が西欧に生き続け、現実に対して大きな力をもっていることは疑いありませんし、それは西欧の文化の産物であっても、普遍的妥当性をもっていると思います。われわれのもとでそれがどのような在り方をとるか、独自の立場からの考察が必要ですが、その場合、やはり法の比較と歴史認識は不可欠というべきでしょう。

（文献） 『啓蒙的絶対主義の法構造』、「法律の解釈について」（原島重義編『近代私法の形成と現代法理論』）、「実務法学について」（海老原明夫編『法の近代とポストモダン』）

法社会学とともに五十年

石村 善助

私たちの青春時代は文字通り戦争の時代であった。旧制高校に入学した年（昭和一六年）の一二月、「太平洋戦争」が始まった。翌年在学期間が二年半となり、昭和一八年九月大学へ進むこととなった。その年の一〇月には多くの友人たちを戦地へ送ったあの「出陣学徒壮行式」に立ち会うことになる。翌一九年三月「学徒動員実施要項」が決められ、学生達の長期の勤労働員が始まった。私たちも学窓をはなれ勤労働員に加わるようになった。すなわち、私たち（法学部学生の場合）は東海地方の農村への耕地改良事業への勤労働員ということで、同学年の学生五十人程と静岡県山村に約一月程滞在することとなった。戦後指導教授として師事することとなる川島武宜先生との初めての出会いはこの勤労働員の現地「静岡県志太郡瀬戸谷村」においてであった。

当時大学での授業は停止の状態であったが、先生方は学生の状況を知るため、その滞在地を手分けして巡回され、瀬戸谷村にも滞在期間中九人の方が来られた。当時の私の日記には次のような名前が見える。野田良之（仏法）、安井 郁（国際法）、久保正幡（西洋法制史）、丸山眞男（日本政治思想史）、来栖三郎（民法）、末弘巖太郎（民法、学部長）、石井良助（日本法制史）、団藤重光（刑法）、そして川島武宜（民法）。各先生方は四日の日程で各現場を回っておられ、滞在中夜には学生とのささやかな交流がおこなわれた。平素殆ど接することの出来ない、また名前だけしか知らない先生方に初めて接しその話を聞くことは思いもかけない事であり授業以上に楽しいものであったことを思い出す。とくに川島先生の、最近実態調査をされたばかりの農山漁村についての話は、当時民俗学に興味を持ち始めていた私にとって興味つきないものであった。戦後、卒業に際し将来のことを先生に相談に行ったのもそうした山村でうかがった先生の話に魅了されたからであった。

私は、最初の間は日本の家族慣行の中でこれまで余り注目を引かなかった非長子相続のなかでも西南日本に多い末子相続の調査に従事した。その後、その調査中に長崎県の佐世保市郊外で、偶然のことで見学した小山（小さい炭鉱）の実態に驚き、鉱業法上違法とされつつも日本の石炭産業を支えて来た「斤先堀」と呼ばれるこの経営形態に興味を持ちその実態調査を始めた。その後私の関心は（石炭）鉱害問題、さらに鉱業法制自体の確立・変遷等の問題にも広がり、その成果を『鉱業権の研究』にまと

めた。また当時川島先生その他の指導による日本社会の慣習（家族、入会、温泉等）や「法意識」の調査（七〇年代）にも参加した。

一方、昭和三七年には、その二年前にフルブライト交換教授として来日されたマックス・ラインシュタイン教授の勧めでシカゴ大学ロースクールの学生として勉強する機会を得た。短い期間であったが、アメリカ法につき基本的なことを学ぶことが出来、その後の研究生活にとり大変有益であった。その後カリフォルニア（バークレー、法と社会研究センター）、コロンビアその他の大学でも研究のチャンスがあり、海外の法社会学の状況および諸国の研究者を知る事が出来たのは幸運であった。

私は、それまで主として実証研究に携わって来たが、生ける法の探求に傾斜した研究法に対して、「法社会学は何をなすべきか」という疑問を持つようになり、さらにこれまで持っていた古典法社会学に関する自身の理解にも疑問を生じ、理論的再構築の思い強く、これらのことを、「固有の法社会学」の提唱という形で世に問うた。その後、私なりの一つの回答として『法社会学序説』を公にし、その中で川島先生の「法の社会制御モデル」を自分なりに膨らませ、さらにそれにエーリッヒやウェーバーなどの古典家に対する私自身の理解をも付加したその時点での私の考えを述べた。未熟なもので決して満足すべきものではないが、これからも、自分自身の考えをさらに膨らませた私の「法社会学」を追及して行きたいと思っている。私の作業に対してはこれまで数多くの先輩同僚の方々から激励を受けた。自らも基礎理論確立の必要性を説いておられた川島先生の激励の言葉、問題の所在を気づかせてくれたティマーセフおよびハースト両先生の「法を研究せよ」との言葉、また上記の私の処女作に対して寄せられた戒能通孝、福島正夫両先生の激励の言葉、また農山村調査に熱中していた頃の私に対して「それで学問になりますか」と問われたローマ法の原田慶吉先生の優しいが厳しい言葉、これらはいずれも研究を続けて行くための励みとなって来た言葉である。

（文献） 『鉱業権の研究』（昭和三五年、勁草書房）、『現代のプロフェッション』（同四四年、至誠堂）、『法社会学序説』（同五八年、岩波書店）

ロシアと中国の法に取り組む法社会学

稲子 恒夫

戦争末期から戦後の激動期に法学を学んだから、法を政治や社会のなかで考え、憲法、民法、刑法というせまい分野にこだわらず、総合的に見ることを教わった。

一九四九年に山之内一郎先生の指導を受けてソビエト法の研究をはじめたが、スターリン全盛期だったから、公布される法令がほとんどなく、ソ連の論文はスターリンの引用でうまっていたので、法の実態はよく分からなかった。一九五六年の第二〇回ソ連共産党大会のスターリン批判のあと、スターリン時代の刑事裁判の状況がほぼ分かったので、この問題を中心に分析した「ソビエト刑法の四〇年」を一九五八年に発表した。この論文にたいする成文刑法と刑法の学説にしか関心をもたない刑法学者の評判は悪かった。ソ連の国家の組織の実際を知るのが大切だったので、一九六四年に『ソビエト国家組織の歴史』を発表した。しかしこの本は権力と個人の関係、つまり人権を取り扱わないという重大な欠陥をもっている。

ソ連では改革とそのための法改正の必要がくりかえし説かれたが、いつも改革は中途半端であり、現状を肯定したうえでの対症療法的な議論が多く、ソ連共産党の指導の実態という肝心なことがかくされていたから、ソビエト法を事実在即して研究することがむずかしかった。一九七〇年にソ連でレーニン関係の文献が大量に出たので、一九七四年に『革命後の法律家レーニン』を発表し、プラウダ紙で絶賛された。しかしこれは当時の話であり、レーニンの多数の著作をふくむ極秘資料が大量に公開され、レーニンの秘密が明らかになった現在は、“法律家レーニン”の根本的な見直しが必要である。

筆者のものもふくむソビエト法研究は、ソ連で公布された法令、検閲をパスした資料集や法学文献を利用していた。したがってソ連が崩壊し、ソ連共産党中央委員会とKGBがかくしていたソ連共産党の指令や法令、通達をふくむ極秘資料が公開されたので、革命以来のロシア法を政治と社会の歴史のなかで全面的に研究することが可能になった。レーニン時代のプロレタリアート独裁と赤色テロの実態については、パステルナークの『ドクトル・ジバゴ』とソルジェニーツィンの『収容所群島』がふれていたが、ソ連崩壊後のロシアではこれにかんする根本的な史料が発表されている。

今日のロシアでは革命前の法学者の重要論文が次々と紹介され、代表的な教科書も復刊されつつある。これらを読むと、革命前のロシアの法学では個人の自由と法治国家を主張する民主主義の傾向が強く、法を政治や社会のなかで検討していたが、その業績は革命後にブルジョア法学として黙殺されていた。そこで文献の山のなかで、一八世紀から一九九一年のソ連の崩壊までのロシアの法と法思想を、政治と社会の歴史のなかで、検討する作業をつづけている。

仁井田陞先生から中国法の研究をすすめられ、ソビエト法と並行して中国法の勉強もしていた。文革の全盛期、わが国の多くの中国法研究者が毛沢東思想に感染していたので、一九七四年に、『現代中国の法と政治』を発表した。一九七八年にソ連で出たロシア語訳の序文で、中国法を生きる社会のなかで研究する必要を説いた仁井田陞先生のことを記しておいた。

日本の法を具体的な歴史的、社会的、政治的な状況にふれながらソ連の読者に紹介するという、トゥマーノフ氏（比較法学者、前憲法裁判所長官）との打合せにもとづいて、一九八一年にモスクワで『現代日本法』を出した（日本語版は『日本法入門』一九八一年。ベトナム語版は一九九三年）。この本を書くとき日本の文献を調べたが、日本法の歴史をまとめた本がないことと、「現代法」を冠した本があるが、それは数人の合作であり、内容が統一されていないことを知った。やはりこういう本は一人で書くものだと思った。

鮎京正訓氏との二回のベトナム調査旅行の成果として一九八九年にベトナム法の歴史と現状を法社会的に分析した共著『ベトナム法の研究』を発表した。この本の日本での反響はほとんどなかったが、一九九三年にベトナム語訳がハノイで出ている。

戦後法社会学の影響を受けた筆者は、外国法の研究はその国の政治、社会、経済、文化の研究をともなう法社会学的研究でなければならないと思っている。

社会保障法への接近～法社会学会入会前後

小川 政亮

失調、冷房も暖房もなく、研究図書も不十分といった全くの悪条件の中で、自分なりに勉強せざるを得なくなった訳です。

この学校は性質上、社会調査実習を必修とすることとし、その伝統はその後かなり長く尊重されることとなるのですが、そういう訳で、早速、その年の七月には学生諸君と埼玉県高階村の小学校の一室をかりて十日間の合宿生活を共にしながら、民生委員の人たちと生活保護法の問題について話し合ったり、村医さんからは数十年来よき隣人として付き合い合ってきた筈なのに農民が食糧を売ってくれないとか医療費を恐れて病気をかくす人々が少なくないので医療の社会化が必要だと教えられたり、青年団の青年たちと民主主義や家族制度の問題について話し合ったりという充実した生活を送ることができました。その間、占領軍の兵隊が来たから通訳に来てくれと役場から呼出しがかかったりしたこともありました。村をはなれる時は、記念にと、私が書物を挟んで、イリンの『人間の歴史』を男子青年団に、宮本百合子の『幡州平野』を女子青年団に贈って別れを告げたのでした。

ところで占領軍は、旧生活保護法の明文に拘らず、責任転嫁禁止原則の名で民間社会事業に対する公費補助を抑制して来たのですが、四九年二月一日には日本政府も憲法八九条の公定解釈で占領軍方針に同調し、そのもとで五一年、社会福祉事業法が責任転嫁禁止原則をうたって登場するに及んで、生存権とその国家的保障責任を明記した憲法と実質的に矛盾するような公定解釈が、現実には人々の生活を守ることに困難な条件下で努力している民間社会事業を脅かすことになって良いのかという疑問から、生存権条項と整合するよう八九条を理解する必要を感じて、本条のもととなったと考えられるアメリカ合衆国各州憲法上での民間社会事業等に対する公費支出と監督の関係の歴史の変遷について不十分ながらも検討して見たのが五一年私の編集で刊行された日本社会事業短大紀要『社会事業の諸問題』第一集所収の「憲法上より見たる私的社会事業に対する公費支出について」（七四年の私の『社会保障権と福祉行政』ミネルヴァ書房に収録）です。

四六年の旧法に代って五〇年五月発効の現行生活保護法が憲法二五条の理念にもとづいて保護請求権を明記しているにもかかわらず、侵略主義的明治憲法国家体制の犠牲者というべき在日困窮朝鮮人などの外国人に対して依然、権利否定的保護行政が行わ

れていること～これは今日でも変わらない～への疑問から生まれたのが五二年の「困窮外国人の扶助」（『社会事業』三五卷五、八、九号、私の『家族・国籍・社会保障』勁草書房、六四年収録）です。そもそも困窮者の法的地位を支配者の側はどう考えて来たのかを探ろうとしたのが五三年社会政策学会年報第一集『賃金・生活費・生活保障』所収の「我国保護請求権論史素描」（私の『権利としての社会保障』勁草書房、六四年収録）です。

社会保障費を極度に圧縮した五四年度MSA軍事予算案に反対して五四年一月総評を始めとする多くの民主団体が結集して「社会保障を守る会」が発足、社会保障運動と労働運動との共闘で同予算原案を撤回させたものの、当局は生活保護引きしめをはかり、結核患者に対するいわゆる入退院基準おしつけ、扶養義務者さがしなどが強化されました。まさに、こういう激動の五四年の四月、私は法社会学会に入会したのでした。

こうして、わが国生活保護法とその運用上での親族扶養優先原則、とりわけ、いわゆる世帯単位原則への疑問という問題意識から生まれたのが、同年の「私法的扶養を中心としてみた被保護世帯の実態」（『社会事業』三六卷七・八号）であり、比較法的接近を試みた五六年の「ドイツ公的扶助に於ける親族扶養義務の問題～特に世帯同一の場合を中心として～」（前掲『社会事業の諸問題』第三集、前掲『家族・国籍・社会保障』収録）です。

このような情勢の中で、当時、全国から寄せられた多くの福祉事務所の保護記録を丹念に検討し、手続的権利の重要性を肝に銘ずることになったのが五七年の「公的扶助過程における人権保障～保護記録の分析」（前掲『社会事業の諸問題』第五集、前掲『権利としての社会保障』収録）でした。

半法社会学者の弁

甲斐道太郎

私が、大学院特別研究生として法律学の勉強を始めた一九四七、八年頃のわが法律学界は、故柚木馨先生が、私法学会の機関誌『私法』三号（一九五〇年）の「学界展望（民法）」に書かれたように「百花繚乱というよりは、むしろ、法社会学、そしてそれと密接な関連をもたされたマルキシズム法学によって一色に塗りつぶされた」状況にあった。戦時中マルキシズムから隔離されて育ってきた私にとっては、法というものが経済・政治・社会との関連においてこのように説得的に分析して見せられることは新鮮な驚きであり、極めて魅力的であった（なお、甲斐「マルクス信仰」『書齋の窓』三二四号）。本当は、大塚久雄先生のような経済史をやりたかった私が、いわばそれに代わるものとして志したのも、そのような法律学であった。

当時、故川島武宜先生が、法社会学のみならず広く日本の民主化についてのオピニオン・リーダーとして、活発な言論活動を展開しておられた。後に『法社会学における法の存在構造』その他の著書に、そして現在は『川島武宜著作集』各巻に収録されている諸論文は、待ちかねるようにして貪り読んだし、ことに『所有権法の理論』はバイブルに近い存在で（潮見俊隆編『戦後の法学』六七頁）、後に私が『土地所有権の近代化』にまとめたイギリス・フランスの土地所有権法史に関する研究は、この本なしにはありえなかったと思う。

私は、かねてから磯村先生が法社会学の研究に手を染めておられる由を聞き及んでいたので、学部の演習では磯村ゼミを選び、幸いにも特別研究生に採用されたときには、「助教授だから…」と渋られる先生に強いてお願いして指導教授になっていただいたのである（この師を見出した一事こそ、私の学問生活における最大の誇りである）。

磯村先生は、一九四七年に「社会法の性格」（『哲学研究』三一巻三、九号）と題する論文を書いておられる他、私法学会の第一回総会では「近代法における公・私法の分化」と題する報告をされ（『私法』一号）、また、「エールリッヒの法社会学について」（『法学論叢』五七巻三号）、「ウェーバーの『西欧封建制理論』覚書」（『法社会学』二号）と矢継ぎ早に重要な研究を発表しておられる。これらの業績には、主としてM・ウェーバー、K・マルクス、E・エールリッヒらの理論に学びながら、西欧における法の前近代から近代への発展、さらに近代法への批判としての社会

法・社会法論の展開を、日本法の近代化と社会法の展開のモデルとして跡づけようとする当時の先生の志向がまざまざと現れている。

私が先生のご指導を受けるようになったのがまさにそのような時であったのは、極めて幸いなことであった。法律学の研究を始めた当初に、川島・磯村両先生の著書・論文を耽読しことに磯村先生から直接のご指導を受けえたことが、今日に至るまで私の法律学の骨格を形成している。

近代法研究会は、一九五一年のある日、京都のさる居酒屋において磯村先生が提案されたことに始まる、と私は覚えている。この研究会については、かつて何かの雑誌に書いたことがあるのだが今見つからないので、同じく原始会員であった乾昭三君の言葉を引用させていただく。「近代法研究会は、最初、もし民科が占領軍によって禁止されるようなことがあっても～～これは杞憂に終わりましたが～～せっかく今まで築いてきたインターカレッジの共同研究体制は維持しようというねらいをもってつくられたように覚えています。この研究会は、近代市民法の成立過程をヨーロッパ各国の歴史的諸条件に即して実証的に研究してゆこうと考えていました」（潮見編前掲六八頁）。この研究会が、前述の磯村先生の志向に基盤をもつことは明らかである。この研究会は新しいメンバーを加えながらかなり長く継続し、参加した若い研究者に多大の示唆を与えたが、一九八〇年頃に中断して今日に至っている（私達はまだ再開の望みを捨ててはいない）。

このように私は法律学に志した当初から法社会学を志向していたのであるが、当時は法社会学の講座を置いている大学はほとんどなく（関西では、関西学院大学が唯一の例外か？）、就職も難しいということで、民法の勉強もしてその方が表看板になってしまって今日に至っている。したがって、いかにも法社会学というに相応しい実証的な研究はほとんどしていない半法社会学者とでもいうべき存在に過ぎないのだが、法社会学会の大会には都合のつくかぎり出席して、報告・討論を面白く聴かせていただいて教示を得ているし、法の解釈についても、できるだけその基盤である社会関係に還元して考えようとしている（甲斐『法の解釈と実践』）。

「三つ子の魂百まで」というべきか。

法社会学との出会い～川島時代の法社会学会

戒能 通厚

川島武宜氏の法社会学、もしくは社会的意味における法律を前提とするなら戒能通孝氏の言う法律社会学は、法の社会科学を求める学である。こういった強烈なメッセージが、六〇年代・七〇年代の法律学界に送り続けられていた。しばらくの間、法社会学は、法学の科学を志向した。川島先生にはその意識が特に強烈だった。もっともこの二人の学者には共通に挑んでいた課題があったような気がする。法学が対象とする法が持つ構造的な特色であり、法を法たらしめるものは何かの探求であったと言ってよい。川島先生が法の規範構造分析にこだわり続け、戒能氏が例えば『法律講話』で「法の歴史は、まず第一に、長いあいだ法のないことの歴史であった」という書き出しで法的強制の歴史叙述を始めていることには、一定の共通の認識があるように思われる。そこには共通の到達目標としての西欧的近代とその市民社会があったというだけでは、この二人の法社会学の先達の理論を正しく理解したことにはならないだろう。到達目標であったはずの西欧の法は、一元的に経済的な枠組みに組み込まれるものとは言えず、また「近代」以前の「法の歴史」の集積と無関係ではあり得ない。この当然のことが、その後、必ずしも正当に継承されていないように思われる。

私は東大の社会科学研究所の助手に採用されて後、しばらく渡辺洋三先生のもとで法社会学会とともに民科法律部会という二つの学会の事務を手伝わせていただいた。民科の方はその後まもなく都立大学の清水誠先生が事務局長を引き受けられ、私たち「若手」も清水事務局長を支えるべく民科の活動に参加するようになったから、法社会学会の直接の運営に関与する機会はそれほど多くなかった。いずれにしても法社会学会では、当時の川島先生が経験法学に惹かれておられたこともあってか、川島先生の法社会学をどう評価するかが若手の間で激しく議論され、また当時現れた岩波の現代法講座をめぐるでも何かといえば論争を無理矢理仕掛けるのが研究者というものの使命と思いこんでいる節もあった。

研究者の数は当時も少なかったわけではないが、学会は「不活発」というのが川島先生や渡辺先生の評価で、法社会学会あたりで報告しても反応がないとこぼしておられたのが印象的だった。川島先生はチャレンジングな問題提起と好んで表現しておられたが、それを正面から受けとめて華々しく論陣をはっておられたのが渡辺先生であった。理事会では、渡辺事務局長がアイデアを出され、川島先生の発言でだいたいま

とまるパターンであったが、戒能通孝理事との間では論争になることも少なくなく、理事会が緊迫した場面を迎えることもあった。川島・戒能通孝両氏は、よい意味でのライバルであったが、その法社会学のスタイルはずいぶん違っている。川島先生の例えば『所有権法の理論』や『科学としての法律学』における精緻かつ体系的な叙述と、戒能通孝氏のやや繰り返しが多けれども法律学以外の人にもすっと入っていく叙述のスタイルとは、対照的だったが、いずれも固有の読者層をもっており、法律学のベスト・セラー争いが競われていた。法社会学はこの二人の手に掛かるとたちまち圧倒的な主張をもった理論となり、思想となった。法社会学がこれだけ大きな影響を与えていたにもかかわらず、法社会学会は「低調」だったという評価は意外な感じもするが、今から思えば、法社会学が法学一般や法学方法論とも区別されるディシプリンとして確立されつつあった「過渡期」への厳しい評価だったのかもしれない。

今、法社会学会は五〇周年を迎え、国際学会としても確固たるものになったが、ディシプリンとして何を確立したか。冒頭にも述べたが、法社会学は社会学や経済学の成果に依拠することがあってもそれらに従属することがあってはならない、という川島・戒能の両先達からの苦言が聞こえてくるような気がする。スタイルは異なっていたようであるが、この二人の法社会学者はまた調査の達人であり、法社会学的調査とは何かについて一家言をもっていたが、ただ二人とも福島正夫先生には一目置いていたことが興味深い。

法社会学のアイデンティティも重要だが、それ以上に法的論理のあまりに安易な「空洞化」の進行に、私たちは心してかからなければならない。

(文献) 戒能通厚『イギリス土地所有権法研究』(一九八〇年、岩波書店)、「現代法研究の視角と方法」(『法律時報』、一九七七年、六月号、七月号)、「戒能法学研究」(『法律時報』、臨時増刊号『昭和の法と法学』、一九七八年)

法社会学会との出会いの頃

片岡 昇

法社会学会の創立の翌年三月に私は京大法学部を卒業し、大学院特別研究生として研究生生活に入った。法社会学会よりも一年早く民科法律部会が創立されていたが、私の専攻する労働法の場合はまだ先発の私法学会の一部門に属していて、東京や関西を中心に地域的研究会が活動しているような状況であった（労働法学会の創立は、その後の一九五〇年一〇月である）。

このように戦後法学分野では、戦前ほとんど例をみない全国的学会が相次いで組織されたが、これには日本学術会議の結成とも大きなかかわりがあると思われる。学術会議発足の際の「科学者としての決意表明」（四九年一月）は、戦前のわが国科学者の態度についての強い反省と共に、「科学が文化国家ないし平和国家の基礎である」との確信の下に、「わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献」することを誓っている。このような考え方は、法学分野でも多くの研究者によって共有され、それが多数の学会の組織化と広範な研究者相互の協力交流に向ったと考えられるのである。

またこのような動きと関連して、当時新しい法学研究の標語として「科学としての法律学」という言葉が盛んに用いられた。法社会学会の機関誌『法社会学』の創刊号に現れた末弘巖太郎博士の次の文章（「傍観者の言葉」～～創刊の辞～～）は、これをよく代弁している。

「法学の世界には今尚『神』が現われて来る。少なくとも『神』の近代的後継者である『国家』が神の如き権威を以て現われて来る。法社会学が自然科学と同じような意味で法に関する真の科学でなければならぬとすれば、国家の権威を以てしても何ともし難い法に関する自然法則が法社会学の研究を通じて見出されるべきである…。」このような雰囲気は、私共若い研究者の間にも敏感に反映し、ウェーバーやマルクスの研究会であるとか、近代法成立過程の研究など多彩な取り組みが活発に行われた。私の最初の著作（『英国労働法理論史』一九五六年）も、多分にこうした雰囲気によって刺戟を受けている。もっとも、出発して間もない頃のいろいろな学会に所属して活気に満ちた論議に接することは、確かに大きな学問的励ましではあったが、反面駆け出しの一研究者にとっては、それを自己の研究上の関心とどのように結びつけるかに悩まれることも少なくなかった。法社会学会での私共の最初の報告とな

った「京都北桑地方の山林労働の実態」（『法社会学』5所収）も、そうした苦い思い出の一つである。東京などと違って実態調査の伝統や経験の乏しい私共のこの報告は、唄孝一会員から手厳しい批判を浴びることになったが（『法社会学』4参照）、これを契機に調査をやり直したり、京都西陣織の賃織業者と織元との関係について聴き取り調査を加えるなどして、漸く右の学会誌記載の報告に漕ぎつけることができた。この経験は、後に映画界など芸能人の労働者性を検討する必要が生じた際などにも、参考にしたものである。

法社会学会の活動に関連して、一時期関西の事務局を担当していたことがある。正確なことは記憶にないが、多分五〇年代のことではなかったかと思う。この当時京都では、民科京都支部に所属する法律部会があり（六六年頃まで継続）、全国学会である民科法律部会とは独自に研究活動を続けていたのであるが、民科法律部会の報告者やテーマの決定などには、密接なかかわりが保たれていた。この京都民科法律部会のメンバーの大部分が法社会学会の会員でもあった関係で、法社会学会の報告等についても京都民科の手續と交錯しながら事が運ばれるようなことが少なくなかったと思われる。私が法社会学会の関西事務局を引き受けるようになったのも、このような事情があったからであろうが、仕事の内容は東京の学会本部との連絡、学会報告や報告者、開催校などの調整が主で、まだ若い頃の私にはなかなか荷が重い仕事でもあった。関西在住の理事の先生方の意見を聞いて廻るのはもちろんのこと、五一年頃磯村哲先生主催の近代法研究会が発足してからは、その場でもしばしば協議の機会をもっていたように記憶する。

この関西事務局の仕事に関連して今でもはっきり記憶に残っているのは、やはり学会報告の調整のために九州大学を訪問したときのことである。お目にかかったのは、青山道夫、舟橋諄一の両先生であったが、両先生は話が終って私が引きあげようとするのを引きとめ、遠路の訪問をねぎらいながら、わざわざ夕食の席を設けていただいた。いつの間にか当時の両先生の年齢を遥かに超える年輩に達した私であるが、このときの両先生の温顔は今も脳裡に鮮かである。

私の税法学の方法

北野 弘久

私たちが学生であった第二次大戦後の混乱期（昭和二〇年代後期）の法律学界では、法解釈論の性格や法解釈学と法社会学との関係などがはげしく論議されていた。来栖三郎、杉之原舜一、戒能通孝、川島武宜、長谷川正安等の諸教授の論稿などをむさぼり読んだものであった。法解釈論は論者の実践的価値判断作用であってそれ自体は科学ではないこと、法社会学は法現象を社会現象のひとつとしてとらえ法現象の科学的認識を行う学問であること、などを学んだ。これらの論争の成果ともいべき川島武宜『科学としての法律学』（一九五五・弘文堂）、渡辺洋三『法社会学と法解釈学』（五九・岩波書店）等は、私たちが学窓を出てから、刊行された。大学卒業後、私は、大蔵省主税局で税制の立案などの租税の実務に関与した。私は、一九六〇年に退官し、大学院で憲法学を専攻することにした。

一九六一年八月に、私の、恥ずかしい、文字通りの未熟の処女論文集『税法の基本原則』（中央経済社）が刊行された。同書は、在官中の数年間に発表した私の論文をとりまとめたものであったが、学生時代に衝撃的な影響を受けた前記の法律学論争に対する私なりの一応の、一つの回答であった。

この著作の刊行が契機となって、私は、高柳信一、渡辺洋三の両教授を中心とする東京大学社会科学研究所の「公法私法研究会」などで共同研究をする光栄を与えられた。同研究会等を通じて、両教授のほかに唄孝一、下山瑛二、塩野宏、利谷信義、兼子仁、稲本洋之助、宮崎良夫等の諸教授から親しく学問上の交誼をいただくことになった。

一九六三年春の日本法社会学会大会（於慶応大学）で、私は渡辺洋三教授から研究報告するよう要請された。私は、「税法学への一つの反省」と題する報告を行った、司会者は、高柳信一教授であった。いままで日本法社会学会で六回の報告をする機会を与えられたが、この報告は日本法社会学会での私の最初の報告であった。また、その頃、渡辺洋三教授を中心とする岩波講座『現代法』のための研究会に、私にも参加するようにとの要請があった。同研究会で渡辺洋三教授らから直接的にご指導をいただいたことがその後の私の税法学の研究生活によい意味で大きな影響を与えた。このことを感謝の念を込めて記させていただく。私のささやかな論文を含む渡辺洋三編『講座現代法7・現代法と経済』（岩波書店）が一九六六年五月に刊行された。 法

律学界では、右の『現代法7』の検討を通じていわゆる現代法論争が若手研究者〔当時〕を中心にして活発に展開された。現代法論争とは別にその後、「営業の自由」をめぐる論争が展開された。私は、この論争にも税法学者として参加する機会を与えられ、論文「『営業の自由』と現代税法の構造」を一九七三年三月刊行の、高柳信一＝藤田勇編『資本主義法の形成と展開3』（東京大学出版会）に発表させていただいた。さらに私は、渡辺洋三、稲本洋之助の両教授を中心とする東京大学社会科学研究所の現代土地法研究会に参加する機会を与えられ、論文「土地政策と土地税制～～宅地並み課税問題の検討を中心として」を両教授編『現代土地法の研究・上』（一九八三・岩波書店）に発表させていただいた。

私自身、大変、微力であるが、四〇数年の研究生活においていくつかの研究著作を単行本の形で世に問うている。『現代税法の構造』（一九七二・勁草書房）、『税法学の基本問題』（七二・成文堂）、『質問検査権の法理』（編著七四・成文堂）、『新財政法学・自治体財政権』（七七・勁草書房）、『企業・土地税法論』（七八・勁草書房）、『憲法と地方財政権』（現代法選書9、八〇・勁草書房）、『納税者の権利』（岩波新書、八一・岩波書店）、『憲法と税財政』（八三・三省堂）、『税法学原論・初版』（八四・青林書院。九七年に四版を刊行）、『サラリーマン税金訴訟』（八六・税務経理協会）、『シューウォーツ著・ローヤリング（弁護士業）』（神長勲・神長百合子と共訳、八六・勁草書房）、『納税者基本権論の展開』（現代法学者著作選集、九二・三省堂）、『税法学の実践論的展開』（九三・勁草書房）、『現代企業税法論』（九四・岩波書店）、『税理士制度の研究』（九五・税務経理協会）など。それらはいずれも貧しい研究であるが、学窓時代に衝撃を受けた前記の法律学論争の私なりの税法学への適用の展開である。それらは、同時に、税法学という学問を専攻する、ひとりの実定法学者からのささやかな法社会学へのアプローチでもある。

学界の一部では、私の税法学の方法を「北野税法学」という過分の「呼称」を与えているが、もし私の貧しい研究に何ほどかのメリットがあるとすれば、以上の研究経緯にかんがみて、それらのほとんどは日本法社会学会に参加された先達（前記掲名の諸教授の多くがこの学会の中心会員でもある）に負うものといわねばならない。私は、日本法社会学会創立五〇年をむかえて、あえて私の個人史の一端を記させていただくことにより、多くの先達に対して心から感謝を申し上げたいと思う。

戦後法社会学の再生と私

黒木 三郎

日本法社会学会は一九四七年一二月に創立した。機関誌『法社会学』の創刊は一九五一年三月である。私が九州大学法学部助手になったのは一九四八年一〇月であるから、私自身の研究史は、ほぼ戦後法社会学の歴史と重なる。山中康雄著『市民社会と民法』は一九四七年日本評論社から刊行されている。初版は仙花紙仮綴の粗末な製本であった。翌四八年には『労働者権の確立』が、四九年には『近代法の性格』『市民社会と親族身分法』『民法と哲学』が、そして五〇年には『法の羈束力の権威』が出た。これら山中康雄教授の著書は、その他の論文らと共にすべて法社会学論争の矢面に立った。しかし、山中教授は当時九大で民法の講座を担当されていたから、このほか民法学の体系的及び解釈的論著や判例批評は多い。

私は九大を一九四三年一月に仮卒業し、学徒出陣して戦後に復員したから、兵役中の一九四四年九月卒業になっている。終戦後、九大法文学部法学科の先生、とくに不破武夫、河村又介、菊池勇夫、大澤章、青山道夫、今中次麿、具島兼三郎等の諸先生や井上正治先輩と親交をもった。しかし社会科学とくにマルキシズムに関する本を乱読していたから、経済学科の向坂逸郎、馬場克三、田中定、波多野鼎、高木暢哉、高橋正雄等の諸先生とも交っていた。法学科の研究室に出入りするだけでは満足せず、四六年四月経済学科に学士入学し、単位を充足し一年後に卒業して実業界に就職するつもりであった。しかし四六年七月、病気入院したから四八年九月に退院と同時に経済学科を卒業し、同時に法学部助手として山中康雄教授に拾われたのである。当時は新制大学の設立等私の耳には噂も入ってこなかったもので、二年間の助手が終わったら何処か就職せねばならないと思っていた。毎日、山中教授の研究室に通ってイギリス不動産法の原理と沿革に関する原書を読んだ。

やがて私は一九五一年四月愛知大学法経学部（旧制）講師として民法の講義を担当することになった。一九五五年二月インド・カルカッタのアジア民主法律家会議に参加し、諸外国の法律家と交流し、帰路中国に招待されたことや同年秋の学会で飛騨白川村の大家族の崩壊過程について報告したこと等が私の研究生活のはじまりであった。やがて、潮見、渡辺、小林、中尾、武井、和座、浜田等の諸君と農山漁村研究会をつくり、農山村や漁村の相続や生産共同組織や漁業権、そして入会権や温泉権の調査や判例研究等を川島武宜教授の指導を受けつつ始めた。戒能通孝教授の教えも受け

て小繫村や北富士演習場の入会慣習と農民の生活上の権利についても調査した。さらに私の家族法研究は、青山道夫教授の影響が最も大きかった。青山教授は一九四四年大倉高商（現東京経済大）から九州帝大に迎えられていた。戦後に始めてお目にかかった教授は、すでに福岡市において文化活動やユネスコの中心的存在であった。幅広い趣味と該博な知識とそれを温かく包みこんだ人柄は、たちまち私を魅了した。川島武宜先生の後には日本法社会学会理事長もお願いした。私が早稲田大学法学部に転じて後、一九七七年三月イギリス・シェフィールド大学に在外研究した時、最大の知日家たる社会学者ロナルド・ドーア教授を青山先生から紹介していただき、ブライトンの御宅を訪ねた。滞英中、私は欧州各国はもとより、とくにギリシャやエジプトそしてスペイン領ラスパルマスにかなり長期間滞在したのも青山先生の示唆を受けたからであった。私の法社会学研究が国内外を問わず比較法的、法史的、民族学的になったのは青山道夫先生との親交を受けたお蔭であった。そして科学としての法社会学に眼を開かせられたのは、戦時中ではあったが、舟橋諄一教授のゼミナールで、テキストとしてオイゲン・エールリッヒの法社会学の基礎理論をドイツ語原典で読んでいたからに外ならない。私は九大の学生として研究室の自由で牧歌的な雰囲気の中を過ごしたことを幸運に思う。

一九五一年、愛知大学に着任し一七年間奉職した。その間、山中康雄先生を一九五六年教授陣に迎え、さらに浜田稔教授（名古屋大学における山中教授の門弟であり、愛知大学学長にもなったが、昨年一〇月二八日享年六七歳で逝去した。合掌。）も在職したから、中部地方の法社会学界は、名古屋大学や静岡大学のすぐれたスタッフにも支えられて、安泰であると思っていた。山中先生は昨年米寿を健やかに迎えられ、余生を静かに過ごされている。法社会学会創立時発起人の一人であった舟橋諄一先生は昨年十一月二日亡くなられ、当時若手の中心であった潮見俊隆教授も一〇月一九日鬼籍に入った。私の親しかった法社会学界の先輩たちの数は次第に減る。私も何時の間にか七五歳の誕生日が過ぎた。世代交替の時代であろう。大学院を終えて教壇に立ったり、立派な研究者として業績を重ねている俊秀も多い。いま、国内も世界も変化は激しい。しかし日本国憲法施行五〇年を迎える本年は、殊更に非戦・非核・平和の柱を地球上如何なる地点にも打ち立てなければならない。さらに、非合理や差別を廃し、すべての人間の権利を尊重し、飢えと貧困を無くすためにリーガルマインドとヒューマニズムを世界の共通用語にしなければならない、と思うこの頃である。

法社会学会と私

小林 孝輔

ことわり この「記念冊子」原稿執筆の際の範例として、編集委員より原島重義会員執筆の論説「私の見た九大教授山中康雄の法律学」が示された。私にはこのような、専門的にも知見的に記念冊子にふさわしい、いわば正統的な文章は書けない。だが、私には私なりの「法社会学」及び「法社会学会」への思い入れや思い出がある。それらに関し、若干披露することで換える。大方のお恕しを乞う。

一、法社会学会への入会 数ある学会中、私が最初に加入したのは公法学会である。この機関誌『公法研究』二号（一九五〇年五月刊）所載の会員名簿によれば、私の入会は一九四九年頃らしい。爾来いくつかの学会に誘われるまま、気の向くままに入会したが、当法社会学会に、いつ、どういう機会に入会したか、まったく覚えがない。調べてみたら、『法社会学』二四号所載の七一年度新入会員名簿に出ている。われながら信じられないほど近年の会員であった。六〇年代には二度に亙り在外研究に出たので、学会に出席できなかつたのかもしれない。

二、法社会学への関心 会誌二二号の「学界動向」に及川伸会員が、長谷川正安会員の“憲法学者は法社会学論争に無関心であることの嘆き”（『法律時報』一九六九年五月号所載）を紹介している。なるほど総じて公法学者が私法学者よりも法社会学にクールであった、という事実は否めない気がする。かくいう私もマルクスの法社会学か非マルクスの法社会学かといった問題などについては、あまり関心がなかつた。

ところで、軍隊から帰って新憲法研究をはじめた私が真っ先に気付いたことは、帝国憲法（俗称、明治憲法）に対し基礎原理を決定的に異にする敗戦後の新憲法の解釈学が、旧態依然なことだった。「帝国憲法以来の伝統的概念法学的、もしくは技術主義的な解釈法学者の平板な把握方法により」、「憲法学という一専門分化の枠に閉じこもり、ひろく他の社会科学との関連において、立体的・総合的にこれを考察しようとせず、もしくは憲法典という上部構造のみを孤立的・封鎖的にとらえて、その社会的・経済的基礎との関連を閑却し、かつその歴史的・発展的・動態的な把握まで高めない」。 学界状況に、私は非常な、怒りに似た違和感をもつたのであった。

一九五四年に出版した憲法書の巻頭に、私は次のように書いた～～「近代憲法には人権をいかに守り、そのために権力構造はどうあるべきかということに関する近代的叡智（社会的・法的・経済的・政治的叡智）が盛り込まれている。したがってこれが考究には、つまり憲法の実質的合理性を探究するには、単に法学的方法のみではなく、より多角的・総合的な「社会科学」としての憲法学が要求される」。したがって、もし『法社会学』なるものが、「法を社会の機能とみ、たんに法規を研究するに満足しないで法全体を社会との関連で観察し、また法規を社会関係のなかにくみ入れる」科学だとすれば、当時私は法社会学という法学部門の意義・研究視野・方法について不勉強、不案内であり、また私の憲法論自体も内容上、表現上未熟だったとはいえ、志としては〈法社会学的視点〉に立っていたと思う。にも拘わらず、上述のような次第で「学会」に入る機会は遅れたらしい。

三、法社会学への思い　本学会に席をおいて以来、受けることのみ多く学会のためにお役に立てなかったのは残念である。ただ僅かに、一九七五年より『企画委員会』の責任者を、また一九七九年より『編集委員会』の責任者を、各三年間勤めた。ときに会誌三三号編集後記のような記事を書かざるを得ぬ一件もあったが、同僚委員たちの素晴らしい協働に恵まれて完投？し、今は懐かしき思い出のみが残る。

専門分野を横断する当学会のお陰で、多様な学問的刺激を受けえたのは有難い恩恵である。また諸分野に活動する優れた研究者等と相識り、親交を得たことは人生の至福といわねばならぬ。若い頃は内外合わせ二〇余の学会に属したが、今はほぼ退会し、当学会他二、三をもって例外とするのは、まさにその故にほかならない。

（文献）　黒田了一「国民生活と憲法学」、和田英夫・小林孝輔編『憲法研究入門』一九五七年、二八頁。拙著『社会科学としての憲法学』一九五四年、四頁。平野義太郎「法社会学の五十年」、法社会学会編『法社#6N 会学』二七号、九七頁。

市民法論への流れ

清水 誠

戦争が終ったとき中学三年生であった私は、同じ世代の仲間と同様に、そのときまでに植え付けられた戦前日本の軍国主義社会における支配的観念構造の精神的呪縛のもとにあった。日本民族は世界に秀で、「大東亜戦争」は聖戦であり、天皇は至尊にして、「天皇陛下」のためには人の命を軽んじてよい、云々云々……（オウムとの類似！）。この、今風にいえばマインド・コントロールから逃れ出るには、それなりの苦痛と苦悩があった。そして、それを与えた者たち、そのことを恬として反省しない者たちへの込み上げる憤りがあった。

大学を卒業したときに、学問への道を選んだのにも、もう決してこのような観念構造には騙されないで、社会の真実を求めよう、という気持ちが働いていたように思う。卒業と同時に、直ちに、法社会学会と民科法律部会に入会したが、そのときにも、なんの迷いもなかった。

むしろ「官僚法学」として支配権力に奉仕することの多かった教義学的な法律学に対して、事実在即し、人民に奉仕する法学が戦前にもあったことを知って、目を開かれた思いがしたし、卒業した年に現われた川島武宜先生の「科学としての法律学」に大きな刺激を受けもした。社会科学を志して、見様見真似の勉強をはじめたのは、法社会学会と民科法律部会という二つの学会の場においてであったし、そこで出会った師・先輩・同輩の指導によってであった。

学生時代から来栖三郎先生のゼミで行なった農村家族調査、私法学会の相続調査、福島正夫先生の指導のもとでのセツルメント扶養調査や白川村・小鷹利村の調査などで、ともかくも現実から学び、思考するという修練を施された。他方、理論的な研究も必要であると教えられながら、川島先生の『所有権法の理論』や戒能通孝先生の諸著作から得たものがその後の私の思考の基本的な骨格を形づくったように思う。

法社会学会の事務局の仕事にも民科法律部会の事務局の仕事にも携わって、この両者とは等距離の係わり方が長く続いたが、ある時期から民科法律部会の方へのウエイト・シフトが生じて、法社会学会とはやや縁遠くなった。

しかし、振り返ってみると、私が最近考えている「市民法論」は、かつてこの二つの学会が交互に課題として取り上げてきた「市民法」のテーマと深く関わっている。

私にとっては、自分がそれに乗って過ごしてきた二つの流れが、自分の「市民法論」のなかに一つになって流れこんできたような気持ちがしている。

冒頭の話に戻るが、いまだにかつてのマインド・コントロールから抜け出していないような人たちの言説にしばしば触れるが、その度に、科学としての法律学の初心が大切だと思い直す。そして、徹底的に事実に基づきながら経験的に思考すること、そして、それと矛盾するようだが、徹底的に観念的な思弁を重ねることをしてみたいと考えている。この両者が兼ね備わらないと、社会科学は完全なものにならないように思う。

最近、市民社会ということを考えるためのさまざまな文献を読んでいて感じることだが、観念的と評される思想家の著作でも、優れた人のものはじつは時代の現実に対する鋭く深い省察に裏打ちされていることに気付く。そういう裏打ちのない著作には、それがいかに豊饒そうな言辞を弄していても、なんの魅力も価値も感じられない。

「かつてのマインド・コントロール」といったが、今日の爛熟期の資本主義社会には、それとは違う「新手のマインド・コントロール」が満ち満ちている（軍国主義が企業主義に転移した）。これにも要注意である。人生の初期に騙された経験者としては、その終幕における再度のつまずきは御免である。そのためには、あくまで、事実に基づき、経験的に思索する、というのが私の処方箋である。それは、言うに易く、行なうに難いことであるが、少なくともその心得だけは与えてくれたのが、私にとっての法社会学会であったということであろうか。

（文献）『時代に挑む法律学～市民法学の試み』（日本評論社、一九九二年）『法と法律家をめぐる思索～続・市民法学の試み』（日本評論社、一九九七年）

さみどり・ぐるうぷ

田中 茂樹

法の社会学と関わりをもつようになった直接のきっかけは京都大学法学部の学生時代に「さみどり・ぐるうぷ」というサークルに参加したことであった。しかし私の世代の人生の節目の時期が、日本の国家・経済・法・思想・文化のシステムの急激な変容の時期に重なっていたことが遠因であったとも思える。

一九四五年の小学校入学の夏に敗戦を迎えた。大日本帝国のさまざまなシステムが次々に崩壊した。一九五七年に大学に入学し、戦争の原因は何か、民衆は戦争を望んでいなかったのになぜ戦争を阻止できなかったのか、という疑問の解答を大学の学問に求めた。経済学（島恭彦講師）、社会学（作田啓一講師）、自然人類学（伊谷純一郎講師）などの授業を通じ、戦争の基盤は精神ではなく、政治や経済の仕組みにあったのではないかと考えはじめた。他方で人間は実践を通じて認識を獲得し、その成果を実践に適用して環境を変革することによって、認識の真理性を検証する、というような哲学論議に深入りしはじめた。

やがて法学部の幾つかの専門科目を聴講しはじめたが、法律学よりも経済学の方が科学的なのではないか、という煩悶が私の内部で芽生えた。そのようなある日、「さみどり・ぐるうぷ」が会員を募集した。このサークルの発起人は一年上級生であった。輪読のテキストは川島武宜教授の『科学としての法律学』と『所有権法の理論』であった。そこで経済学と法律学をいかに結合させるかの手ほどきを受けた。しかし上級生は法学部自治会再建に関与したことを学部長に咎められ、司法試験受験に専念しはじめた。暗い時代であった。

ところが大学卒業を控えた一九六〇年五月、保守的とみなされていた法学部で「安保条約強行採決抗議・法学部自治会再建」のスローガンを掲げた非合法の学生集会が成立した。私は「さみどり・ぐるうぷ」の代表という資格で議長をつとめた。集会の終わり近くに、緊急動議でストが提案され、可決された。学則ではストの提案者と議長はともに退学処分であった。一ヶ月間街頭デモに参加しながら、他方でスト解除の手順を模索した。ようやく平静に戻った頃、教授会ではストへの処分をめぐって激論があったが、学生の行動は法律を学ぶ者として当然の正義感の発露であるから処分は見送ることになった、と聞いた。

この体験がなければ、大学院に進学し、基礎法学の研究者の道を選ぶことはなかったと思われる。六〇年代には日本の工業化と都市化が急速に進行した。しかしそれは西洋民主主義の担い手であった「市民社会」の実現と同一視できなかった。他方で米国はベトナム戦争を拡大しつつあった。少年時代から民主主義と近代化の手本として理想化してきた米国に対する想いは複雑であった。

京都大学にはまだ法社会学講座はなかった。法哲学を専攻することに決めた私は、資本主義経済がなぜ法学的世界観をとるかの源泉を近代西洋諸国や古代のギリシャ・ローマの法思想の世界で考察しようとした。他方で日本の法と社会を批判的に分析する試みは法社会学会という学際的な学会の場で展開しようとした。法社会学会で「市民社会史観をめぐる論争と法社会学の方法論的基礎づけ」と題する生まれて最初の報告をさせていただいたのは一九七四年のことである。法学が視野に置くべき諸矛盾を典型的に含む社会関係は所有であるという結論に対して、会場の最前列におられた川島理事長が激励して下さった。その延長として、学会創立三十周年記念『法社会学の課題』（『法社会学』三一号）に「山中法社会学における市民社会と法範疇」を投稿した。

その後も法社会学会では「権利があるということ」（『法社会学』三八号）、「異文化としての近代法」（『法社会学』四六号）などの論稿を発表させていただき、私の研究はいつの間にか法社会学に傾斜しはじめた。あたかもこの前後に現在の勤務校から新設の比較法文化論講座の担当者として招聘され、日本の法文化の特性を国際比較によって解明する作業に従事しながら、併せて法哲学者時代に禁欲していた家族法社会学や「ウェーバーの法社会学における目的合理性の概念」（『阪大法学』一四九＝一五〇号）などの研究を公然と開始した。

ところで安保闘争直後に研究生活に入った私の世代の法社会学者は不幸にも二大陣営に分かれた。しかし私は七十年代以降の欧米の法社会学から刺激を受けた「法の相対的自律性」（大橋他編『現代の法思想』一九八四年、有斐閣）や「近代法の変容の三段階」（『阪大法学』一五七＝一五八号）などの執筆に際し、両陣営を架橋する手がかりが得られたように感じた。日本法社会学会の諸先輩がこのような私の世代に対しても信条や方法論の違いを越えた開かれた討議の場を残して下さったことに感謝し、今後もこれを大切にしたいと考えている

法社会学の花園

千葉 正士

法社会学の予兆と言っていい問題を私に気づかせたのは、少年時代を送った神奈川と長野と宮城と三県の田舎の、神社の祭りと村の生活に働いているみごとな秩序と規律だった。仙台の旧制二高に入るとまもなく行先は法学部ときめ、東北大学入学早々に法哲学を望み、大学院で異例にも「アジアの慣習法」をテーマとしたのは、その自然の延長だった。テーマの具体例を日本の神社と祭りに定め後に村の学区を加え、戦時統制で汽車旅行が難しくなる中を東北地方を中心に九州まで神社と村落の実態調査に歩き、資料は集まったがその分析方法をドイツ法哲学に尋ねても答えのあるはずがなく、途方に暮れていた。

そこに、一九四七年日本法社会学会が設立されるというニュースに接して希望の光を見、翌年一〇月上京し半年後に都立大に就任して以来、この学会が自分の存在意義を実感させてくれるありがたい舞台となった。気持ちしかなかった田舎者の私が、そこで多くの先輩友人方から得た知識と教訓は莫大だった。学会が戦後いち早く生まれた動機は戦前のわが国法学に対する痛切な批判と反省にあったが、展開の方向は二つに分かれた。一はエールリッヒやウェーバーやマルクスに代表されるこの新社会科学の理論問題と日本法学批判、他は民主主義法体制実現への実践課題で家族・農地・村落構造・労働・警察等々法制度の封建遺制と来るべき講和体制に集中され、方法をめぐって「法社会学論争」も起こった。

それが草創期のわが国法社会学であったから、法制度としては無視されていた神社と学区という私の主題には、阿利莫二君、黒木三郎君、住谷一彦君など少数の友人は賛同してくれたが学会の関心は及ばず同行も後続もないままであった。二問題とも社会学的には日本社会の基礎的な法的問題であるし私の志向に社会学・民俗学や教育史には理解者もいたので、これは残念ながらわが国法社会学が社会学を充分には活かしていない結果であろう。尊敬していた戒能通孝教授が科学研究費の審査で私の申請を「祭りでは問題にならない」から落したと直接きかされた時、私はひそかに長嘆息した。他方で川島武宜教授の法律観と分析力の鋭さには感嘆したが、その文化観とアジア観には親身が感じられなかった。

二人の指導者の業をそのまま継ぐような能は私にはないが、その仕残したものを発掘することが実はこれを継ぐことになろう思い、また学区と神社も一応まとめるメ

ドがついたので、一九六五年アメリカ留学の機に自分の世界を広げることにした。一は素志を法制度よりも文化＝社会の問題として展開するため人類学にとびこむこと、他は科学である以上自分の学問を世界に通ずるようにしたいという念願を実行することだった。前者の方向には青山道夫先輩と江守五夫君の民族法学があったが、私は人類学の方法で現代の世界とくに非西欧を学びたかった。後者では川島教授が道を開いたが、受身で外国に接するのではなく外国の研究者と一緒に国境のない仕事をしたかった。その後のこの二途は実体の複雑さと語学・費用というそれぞれの難問とのたたかいであった。

以後、私は石村善助・唄孝一君らと都立大に在職し日本の法社会学会に身をおきながら、人間の文化＝社会に大きな意味を持つのに学界の大勢から見落されている問題がいとほしくてならなかった。その結果生まれたのが、紛争理論、スポーツ法学、アジア法学である。紛争理論は一応まとめたし、スポーツ法学は東海大学に移った時の思いつきから展開し若い諸君の後押しで今はりっぱな学会となっており、アジア法学は安田信之君の努力で進められていたものに手伝うだけだが今まさに発展途上である。法シンボリズム論も以前から心がけていたが今は法記号論を意図する若手もいるから、私はその系の一懸案（法と時間）を行けるところまで探ればよいと思うだけである。

こうしてみると、私の半世紀はディレッタンテイズムに終始して正統の法社会学からは逸脱したと批判されても、甘受するほかないだろう。だが他方これを「西欧法と西欧法学の落し物」を探し求めてきた跡と見れば、曲りなりにも一つのポストモダニズム法学だったのではないかと弁護したい気持ちもある。どちらが本当なのか、私はその声を聞きたいような聞きたくないような気持ちでいる。

そもそも法社会学は法人類学と同様に、特殊社会科学でありまた総合社会科学でもある。日本の主流をなした理論法社会学と民主主義法学は、その後学会が取り組んだ特殊なテーマと方法の多様さにより多数の特殊法社会学に分岐するとともに、その全体は一つの総合法社会学を成している。これは私が当初予想した法社会学の百花咲きみだれる「花園」が開花し始めたことに違いない。あとはその満開が楽しみである。

自然を見る目で法を見る

所 一彦

川島先生に私淑し、その川島先生に認めていただいて研究室に残り、刑法の法社会学に取り組んだ経緯については先に書いた（「自分史のなかの川島先生」『川島武宜先生を偲ぶ』一九九四）ので、ここでは省く。

なぜ川島先生に私淑したか。私は小さいときから自然観察が好きで、学科も理科が好きだった。雨の日に傘をさして蜘蛛の巣を見ていたこともあるという。高校では実験室に入り浸りで、入試で「文＝」を選んだときには誰もがびっくりした。実はその少し前から社会現象に興味を持ち始めていた。自然を見ていた目を社会に向け始めたのだった。そのうちに社会の観察は自然の観察とは違う点があることに気がつき、一層興味が沸いた。たとえばジャンケンの相手が最初にグーを出す癖があるとする。パーを出せば勝つ筈であるが、ひょっとすると相手はその癖を読まれていることに気がついて、チョキを出すかもしれない。つまり観察されている当の相手もこちらを観察していて、こちらの予測を裏切る可能性がある。自然はもっと素直である。高等動物になれば裏をかこうすることもあるかもしれないが、こちらが読み負けることは滅多にない。

といった類のことを考えて面白がっていたのであるから、解釈法学は面白いわけがない。教養学部時代はサークルでマルクスを読んでいた。法学部を選んだのは、経済学では食えないと聞いたからで、つらいばかりの勉強がしばらく続いた。川島法社会学に出会ったのは、そういう時だった。自然を見る目で法現象を見る法学がそこにあった。

それからは法学が幾らか面白くなって、少し突っ込んだ勉強もするようになった。「科学としての法律学」の要素は、確かな研究論文には多少とも含まれているのがむしろ普通である。我妻先生の有名な『近代法における債権の優越的地位』や、尾高（朝雄）先生の『国家構造論』（岩波書店、一九三六）も面白く読んだ。尾高先生には教養の「法学」をならって、その時は全然面白くなかったのもので、それで特に印象的だったのかもしれない。そのうちに来栖先生の講義が家族法に入って、俄然面白くなった。テキストに指定された『民法特殊講義第二部講義案＝・＝』（発行年等不明）は、川島先生の『所有権法の理論』の家族法版のように思えた。

刑法では、どういうわけか、そういう論文にめぐり会わなかった。だから刑法の法社会学をやるんだと言ったのであるが、あとで団藤先生の『刑法の近代的展開』（弘文堂、一九四八）や平野（龍一）先生の「赃物罪の犯罪社会学的研究」（『法律時報』二〇巻七号）などがあったことを知って冷や汗を掻いた。刑法の法社会学は、日本では私が草分けのように言われることがあるが、そうではない。刑法の法社会学に専心した始めての例だっただけであろう。

とはいっても、やがて教えるようになったのは刑事学と刑法で、どちらも法社会学とは一部しか接点がない。刑事学・刑法・法社会学という三つの分野の狭間で、ともすれば引き裂かれそうになりながら、辛うじてアイデンティティーをつないできた。あちこちに書き散らした論文がやっと一冊にまとまったのは還暦近くになってからである。それも書名は『刑事政策の基礎理論』。内容からすれば『刑事政策の法社会学理論』でもいいかと思っただが、それでは売れる見込みが立たないらしかった。法社会学の関心から読んでもらえれば有り難いので、この場を借りて宣伝しておく。大成出版社、一九九四年である。川島先生御逝去の後になったのが残念だった。

法社会学は、私にとってはまぎれもなく「科学としての法律学」であり、それはとりも直さず自然観察の目を法現象に向けることであった。しかし最近になって、その「科学としての法律学」を金科玉条としてきたのは、ひょっとして間違いではななかったかと思うようになった。きっかけは学術会議で聞いた社会学の吉田民人中大教授（東大名誉教授）の説で、遺伝子がプログラムだということから、世界は法則によって秩序づけられる層とプログラムによって秩序づけられる層との二層から成り、したがって科学も前者の層を解明する法則科学と、後者の層を解明するプログラム科学とにまず二大別されるという。人文・社会科学は、生物学とともにプログラム科学に属する。プログラムは法則と異なり、学習を経て変わる。だから或る程度共通ではあっても普遍的ではない（詳しくは拙稿「法則科学とプログラム科学」『犯罪と非行』一一一号）。

法学が科学として立ち遅れているように見えたのは、法則科学のパラダイムを当てはめたからである。そうでなく、改めてプログラム科学として法学を見直したらどうなるのであろうか。若ければやり直して見たいところである。

来栖三郎先生の開講の辞

利谷 信義

私は一九五二年一〇月から、来栖三郎先生の民法一部を受講し、その冒頭の開講の辞にいたく感動した。まだ駒場キャンパスにいた大学二年生の冬学期のことである。

開講の辞と言えば、我妻栄先生の名著『近代法における債権の優越的地位』は、先生の債権法講義の開講の辞の発展であった。我妻先生は、開講の辞を述べることは牧野英一先生から教わったと言われたが（我妻栄、末川博、瀧川幸辰『法律学と私』、日本評論社、一九六七年、三三ページ）、来栖先生は我妻先生にならったのかもしれない。そこには、先生の講義にかける熱い思いが、ひしひしと伝わってきて迫力があつた。

この開講の辞は、今から思うと、日本における法社会学の発達史の当時における総括であった。それは、戦前において穂積重遠、末弘巖太郎両先生が法社会学の研究に新生面を開かれたことにはじまり、戦後の戒能通孝、川島武宜両先生の活躍にまで及んでいた。

この講義の中で、私は末弘先生の『物権法』や『民法雑記帳』、川島先生の『日本社会の家族的構成』や『所有権法の理論』、戒能先生の『法廷技術』や『インテリゲンチャ』など数多くの書名に接し、またその先生方のエピソードを聞いて、まるで旧知のような親近感を覚えた。例えば、後年現実にお目にかかった姿とは大きく異なっていたが、外套をきて帽子をあみだにかぶった戒能先生を、私は来栖先生の描写によって頭に思い浮かべていたのである。

この年には、四月に平和条約・日米安保条約の発効と占領体制の終結があり、五月にメーデー事件が起こり、七月に破壊活動防止法が成立した。その間、戦後改革の再編と戦後体制の構築が進んだ。そして、戦後改革に新たな日本社会の発展を期待していた法社会学は、形成されつつある体制の法的分析と批判という課題に直面せざるを得なくなった。一九四八年から一九五一年にかけて行われた法社会学論争は、不明確ではあったが、この課題を指し示した点において意義を持つと考える。

来栖先生の開講の辞を聞いたとき、私にはそんなことは何も分からなかった。しかし法をそれ自体からではなく、社会との関係において研究すべきであるという先生の主張は、よく理解できたし納得もいった。それからは末弘先生の本は大半を読むこと

になったし、川島先生や戒能先生の本も片っ端から読んだ。もちろん今でも分からない所だらけだから、当時どの程度理解できたかは疑問である。

一九五三年、三年生になって本郷キャンパスに移った私は、来栖先生の家族法ゼミにいられて戴き、先生が提示されたテーマの中から「男女不平等論」を選択した。図書館の蔵書で飽き足らず神田の古書店で資料をあさり、ゼミの先輩である赤松良子さんを労働省に訪ねて山のように婦人少年局の資料を戴いた。その時作った大学ノート三冊のメモが残っているが、恥ずかしくて開ける気にならない。しかし、捨てる気にもならなくて弱っている。

来栖先生は、その夏ゼミ員をつれて富士吉田の農村に行かれ、機織りのための貰い子（労働力養子）の調査を実施された。私も、その後通産次官となった福川伸次さんや厚生次官になった吉原健二さんと一緒にいくつかの機織り農家を歩いた。養女の幼い顔を見ながらの初めての調査は、その後の私の長い調査歴に大きな影響を与えたと思う。

四年生になった一九五四年の私法学会では、来栖先生の「法の解釈と法律家」という報告が注目を集めた。学生たちにも、その雰囲気は伝わった。私は、先生が前年に書かれた「法律家」（末川博還暦記念『民事法の諸問題』有斐閣）を読んで大いに感激し、開講の辞の延長をそこに見たような気がした。この論文は、法体制を構築する解釈法学の在り方を批判するものであり、開講の辞でなされた日本の法社会学の総括の上に書かれたものだという感じがしたからである。

この年の一〇月、私は来栖先生に、福島正夫先生のお手伝いをするようにといわれた。来栖先生もその一員であった「家」制度研究会の資料作りの仕事である。その後の数年間、私は福島先生とともに「家」制度の研究に没頭することとなり、それを通じて「家」制度研究会の多くの方々の教えを受けることができた。ここから始まった法の歴史的研究は、私のその後の研究の骨格の一つを形成した。

こうしてみると、私の法社会学への出発は、来栖三郎先生の開講の辞に導かれ、福島先生の「家」制度研究に多くを負っていることが明らかである。この幸運を十分に生かすことができず、日暮れてなお道遠しの感のあることは、まことに残念としか言いようがない。

身体に服を合わせよ

中尾 英俊

太平洋戦争の終わる一年前、私は旧高専在学中のまま海軍に入隊した。入隊の翌日、軍服など衣服類が支給されたが、そのとき教官が「身体に服を合わせるのではなく、身体を服に合わせろ」と云ったのを、いまでもなお忘れることができない。それはいまなお法律の社会で「身体を服に合わせる」という傾向が見られるからである。

戦後、新しい憲法をはじめ民法（家族法）、労働法等が施行された。これらの法典は新しい装いととも民主的な理念をもつものであったが、当時は社会の激動期で、新しい国家制定法と現実の生ける法規範との矛盾が顕著であった。当時、この生ける法規範の実体を明らかにし、新しい国家制定法をいかに現実の生きた法にするか、が法社会学の大きな課題の一つであった。

この新しい国家制定法を身につけることは、新しい衣服に身体を合わせることを意味した。当時日本人は占領軍司令官から「十二歳の少年」といわれていたくらいで、少年から大人に成長してゆく過程で身体も成長してゆくのであるから、新しい衣服に身体を合わせることに著しい抵抗はなかった。新しい衣服を身に着けること、衣服を身体に合わせることは、すでに明治期に経験したことであった。しかし、新たな国家制定法を近代的、民主的なものとしてとらえたのはよいが、これに対して「生ける法」を前近代的、非民主（半封建）的と規定し、これを否定的にとらえる傾向が強かった。たとえば、日本人が裁判になじまないのを権利意識の低さと定義づけたり、また旧民法下ではおしなべて長男の単独相続が行なわれ、二、三男や娘は無権利状態におかれていた、という判断をした、など生ける法、いいかえれば日本人社会に対する正しい認識を欠くことが少くなかった。

日常生活に関連の深い民法規範についていうならば、民法典はローマ法に由来するものであるから、日本民法という衣服がヨーロッパ式であるのは当然であろう。だがこれを着るのは日本人なのであるから、日本人の身体に合わせて着なければならない。しかし、実際には、服に身体を合わせようとする傾向が少なくないのである。

具体的な例をあげよう。

建物や樹木、農作物または鉄塔などの構築物は土地の定着物で、ヨーロッパ法ではすべて土地の一部（構成部分）とされる。わが国のいわゆる通説的見解も、建物以外

の定着物はすべて土地の一部である、と説く（何故建物を除くのか論理的な説明はない）。したがって無権原で他人の土地上に植え付けた樹木や農作物は土地の一部として土地所有者に帰属する、という。これは全く、“植付けた草木は植栽者のもの”という日本人の意識、社会慣習に合わない。

たしかにヨーロッパの家屋は土地に密着した（ときには地下室もあり）土地と別個に取引されることもないから、土地の構成部分といって差し支えない。しかし日本をはじめアジア東南の建物は高床式で土地の構成部分とはいえない。日本では土地と別個に建物だけが取引の対象となる（ただし、最近の高層ビルは次第に土地の構成部分的性格をもってきている）。そしてまた日本には立木取引や青田売買の慣習もあるが、かかる日本社会のように定着物を土地と別個に取引する慣習のないヨーロッパ社会の理念をあてはめることが不当である。どうしてもヨーロッパの衣服に合わせるといふならば、電力会社が鉄塔を立てた土地の中にいわれる買収漏れや借地手続していないものが稀にあるが、それらの鉄塔は土地所有者の所有物になる。このような論法が日本人の意識として受け入れられるであろうか。

もう一つ例をあげておく。それは、わが国では法人以外の団体（近代的社団から共同体的集団まで各種）が数多く財産権の主体として社会的活動を行なっていることである。ところが、民法では自然人以外に権利能力を認めているのは法人だけであるという衣服をたてに、それ以外の団体を「権利能力なき社団」として（訴訟能力や担税能力を認めているにもかかわらず）権利主体性を認めようとしないう傾向が（とくに裁判所に）ある。これは全く日本社会の集団的性格に対する理解を欠いたものというべきである。

衣服を正しく着るには当然自分の身体に合わせなければならない。それにはまず自分の身体、すなわち日本社会に対する正しい認識が必要である。

法社会学への関心

西原 道雄

社会科学一般に漠然とした関心をもっていただけで、特に法律家を志望していたわけではなく、ただ何となく法学部に入学した私は、法律問題に格別の興味を感じたり法解釈の学習に熱中することはなかったが、第二次大戦後の日本の社会的・政治的現実には、われわれ若者の注目を惹き価値判断や態度決定を迫られるような重要な問題を豊富に含んでおり、その中には「法」と直接・間接に係わる事項が少なくないことに次第に気づくようになって、「法学」の意義を再確認せざるをえなくなった。

そのような時、社会的事実の重要性を前面に出し、これと規範としての法とを直接結び付ける（規範そのものを一つの事実として観察する）新しい学問分野として脚光を浴びて登場した「法社会学」は、きわめて魅力的なものに見え、その将来の発展に大いに期待した。その頃、日本法社会学会が創立され、学生だった私も学会誌の第一号を購入した。

もちろん、「法社会学」とは何か、その具体的内容が分かっていたわけではない。法社会学的研究といっても、事実重視という共通点を除けば、その対象も方法も千差万別であり、これは現在まで変わっていないように思う。初期に最も強い影響を受けたのは、旧制高校の大先輩として大学入学前から名前を知っていた川島武宜教授の諸著作とその門下生を中心とする若手研究者の実態調査活動である。とはいっても、『所有権法の理論』ほか難解な理論や表現が多く、よく理解できた（つもりになった）のは『日本社会の家族的構成』所収の諸論文くらいであった。

川島理論の強烈な影響は、その後も九〇パーセントくらい残っていたように思うが、研究者となってからは、何とか先人の業績を一步でも抜け出したいとの気持ちから、ことさらに違う点だけを強調することもあった（我妻栄教授の民法理論に対しても同じような態度をとった）。権利の社会的基礎として対等者の対抗関係とその相互承認を説く川島説に対して、対象を家族法上の権利それも扶養請求権等に限定して異説を述べたのがその一例であるが、ある論文で「近代主義者」という表現を使ったため（直接川島先生を名指したものではなかったが）、次にお目にかかった時に「僕のどこが近代主義者ですか！」と叱られたこともあった。

社会的事実としての法や法意識を探究する法社会学にとって、各種の調査は不可欠である。立法や政策のための参考資料その他の目的で明治維新後さまざまな旧慣調査や意識調査がなされてきたが、第二次大戦後、一九五〇年前後は前記の若手研究者その他多くのグループや個人による「法社会的調査」が全国各地で行われ、調査の花ざかりの観があった。私自身も、このような動向に刺激されて「法学の研究は大いに意義がある」と思ったことが、研究者の道へ入った大きな動機であった。これらの調査の中には、近代化された制定法と遅れた前近代的な慣行や意識とのズレを検証し日本の近代化に貢献しようとの問題意識に支えられたものも多かったが、この目的を超えて、多くの事実を明らかにしたことによるさまざまな成果が得られた。

一調査員としては、私も学生アルバイトとして中小企業の実態調査や不動産をめぐる法律関係の調査などに参加した経験があり、大学院の研究奨学生になってからは、私法学会の相続調査（後に川島教授を中心に全国的に行った農家相続調査はこれをフォローする役割をはたした。）にも加わり、大阪では谷口知平教授や鈴木禄弥さん等と学生諸君を指導して借地・借家の調査もした。

一番思い出に残っているのは、一九五四年に福島正夫教授の「家」制度研究会が東京の亀有で地元のセツルメントの協力を得て行った扶養を中心とする生活実態調査で、若僧の私に企画段階からほとんど全権を任せて頂き、むしろ法学その他の分野の大先生たちが学生と共に調査員としても協力して下さったという恐れ多いものであった。生活保護の部分は学会で発表の機会があったが、扶養と相続については、立派な個表集ができ福島教授の小論文が一つある以外、詳細をまとめて公表する機会を得なかったことは残念である。

それにしても調査は難しい。まず、調査者の立場と被調査者の位置づけが問題となる。法社会学の大会でも調査の目的と方法が議論になったことがある。方法としては、＝計画・準備、＝現地調査、＝結果の整理・分析のそれぞれに約三分の一のウエイトをかけるべきだが、実行は容易でない。意識調査におけるワーディングの工夫等の技術面にしても、五十年前、四十年前と比べてどれだけ進歩しているであろうか。法社会学の進歩への期待は今も尽きない。

川島法学～発展と転回の「奇跡」

唄 孝一

川島ゼミを述べる前に、末弘巖太郎教授の民法一部の講義への言及を逸してはなるまい。私が両三度述べた末弘流の「法概念の位置づけ」をここでは繰り返さぬとしても、総則の「人」のところで当時翻訳されたばかりのE・エールリッヒ（三藤正＝川島武宜訳）『権利能力論』（岩波書店、一九四二年）を、物権法各論のところでは小野武夫『永小作論』（巖松堂、一九二四年）を紹介されたことなどが妙に私の記憶になまなましい。これに加うるに、経済学・政治学それぞれを代表する泰斗たる故内田義彦教授・故丸山眞男教授から、ガンちゃんのお愛称とともに、それを名講義としてなつかしみ評価するお言葉を両三度うかがったというエピソードを、記しておきたい。

一年生の後期、民法一部週三回のうち一回を割り当てられた川島助教授の「物権法総論」は、脳天を打ち砕くばかりに難解であった。名人芸ともいふべき末弘の講義も、この難しさに対してはほとんど助走的効果をもたなかった。末弘がガイドしてくれた法学の世界とはまったく別の世界が理解を超えるはるか彼方にあるという驚きを味わったのである。『物権法基礎理論講義要綱』という仮綴じの七八頁の小冊子が教科書であった。それが『所有権法の理論』の原型であることはのちに分かる。そこに盛り込まれている歴史的知識の質・量のただならぬことは感じつつも、それを貫く方法論にいたっては、私にはまったく見えてこなかった。ここでは、「歴史的所与としての法的構成」は「それ自体学問の対象なのであり、学問的認識そのものではない」（五頁）という一句を同書から引用して、制約された紙数の中での問題提起とした。

そして、この講義終了後の夏休み、当時法学部が意欲的に開設したいくつかのゼミの中から、私は川島助教授「農村慣行調査」を選んでいった。当時、法と法学への懐疑が嵩じて法を学ぶことが主体的な生き方にどこでどう結びつくのか分からぬままに、私としては、法学部にとどまりうる唯一の命綱として、最も法学部らしからぬこのゼミに賭けるしかすべが無かったのだろうか。これが、昭和一八年夏の長野県下伊那郡上久堅村の調査である。そして、その調査報告を主題とする厳しく濃密なゼミナールが滑りだしたと思いきや、無情にも学徒出陣の荒波を受け、大半の学友を戦場に送る。その悲劇の中で一年だけ学園に残り得た私は、昭和一九年漁村調査（三重県志摩郡安乗村）に埋没の後、入隊・復員を経て、戦後という新世界を迎えることになる。

調査前のインストラクションの中で、最も強く印象に残った川島の言葉が「われわれの求めるのはペキュリアな風習ではない。われわれは農村のガンツビルトを知らねばならぬ」であったことは、これまでも再三語った。あの六班編成（1.村の概況、2.村の歴史、3.土地所有関係（地主・小作関係）・経済関係・水の利用関係、4.家族・親族、5.信仰・講・氏神、6.制裁・村八分）とその調査項目は、その方法の具体像を生き生きと物語る。そこに、村落全体の構造的把握を「生ける法」探究の必然的前提とする川島の方法がうかがえる。そしてさらに、その背後に社会の諸団体のインネレ・オルドヌングに法の原初形態を求めるエールリッヒの『基礎づけ』への傾倒を見うるのではないか。

『所有権法の理論』により、法学を「名誉ある孤立」から具体的に解き放った川島は、経済学・歴史学等の諸学者と共同して社会科学新生のリーダーとなったが、「その原点は、法現象を現実的な社会的個人の諸関係に還元して分析しようとしたことだ」という告白は注目に値する。経験科学の基礎を「生きた肉体的人間の存在に求め、そこに自然科学と社会科学との接点を求める」（一九六五年）という川島の理論がこれに連なる。

五十年前を回顧しつつ私が今痛切に法社会学会会員に留意を求めたいことは、かのゼミの時まで川島の卒業以来約十年しか経っていないということである。この短期間の川島法学の成長と転回の秘密を単に川島個人の資質と能力とに帰せしめるのでなく、大正末以来の日本法学史の微妙な震動（とくに末弘・我妻等の方法的模索をもふくめて）の中に相対化し、客観化して、解析する作業が不可欠である。『ある法学者の軌跡』（有斐閣、一九七八年）の語る自伝的コメントは、その分析の芽の宝庫ではあろうが、洞察すべきものがまだまだその行間や背後に秘められていると思われるのではない。軌跡は奇跡でない筈である。その解明ができてこそ、あの戦争の真っ只中、国立大学の法学部において、教室では『所有権法の理論』につらなる講義が、ゼミでは農村でのフィールドワークが行われたという法学教育史上の画期的出来事の意義が真に明らかになるのではないだろうか。〔文献その他注を記すべき紙面がまったくなくなつたので割愛させていただきます〕

ある講演のこと

原島 重義

一九七三年夏、わたくしは京大の研究室に磯村哲教授を訪ねた。幸いにもその秋に、「利益法学をめぐる」と題する講演が実現した。

それまでわたくしは、論文抜刷を送って、先生の批評にたじろいだり、興味を示されて挫けずにすんだりした。とくに五六年、先生の「啓蒙期自然法理論の現代的意義」には衝撃を受けた。法技術的な学説史から法思想史の広がりへ出たいわたくしに、この論文は、ドイツ法学がなぜファシズムに屈することになったか、を示してみせた。甲斐道太郎、石部雅亮などの諸兄から聞く「近代法研究会」の話が羨ましかった。それが今度はわたくしが先生を博多まで連れ出し、講演を活字にして、人を驚かせた。

ヘックは難解である。先生の話で視界を遮っていた霧が晴れた。その勢いで博多の「法学理論研究会」は七六年から七八年に、ヘック「法律解釈と利益法学」を訳した。

講演では率直な意見が聞ける。文字通り警咳に接する有難さがある。つぎのことが忘れ難い。

第一にヘックには、法の歴史的研究と現在の法解釈とのつながりに方法的自覚がある（講演一九八頁）。現在の願望を法規に含まれているかの如く読み込む客観的法解釈は法規の欠缺を理解せず、法の歴史的研究を必要としない（一六三頁）。これは五三年の「エールリッヒの法社会学」最終章、客観的法解釈と鋭く対立する「自由法学の構造」を想起させる（磯村『社会法学の展開と構造』三〇七頁以下）。また法の歴史的研究について「啓蒙期自然法理論」では、通説である制定法・慣習法の「二法源説」は国家制定法以外の法が国家に容認される要件論に終始するから、エールリッヒのいう生ける慣習法の形成だけでなく、サヴィニー・プフタの提起した法曹法形成の問題さえ見失った、と繰り返し述べられていた（前掲書一七七、一八二頁）。そこで先生は官僚法学の性格を、一方で法律への隷従、他方で統治上の便宜から法律の一義的な意義さえ歪曲、その方法を、結果について無責任な官僚的利益衡量のあとからの外見的理由づけの論理、と規定した（前掲書一二二頁以下）。それから二〇年、わが国のいわゆる利益衡量論は「要するに利益衡量を先にやって、ただ裁判官は何かそれ

に適応した法律を探せばいい、という考え方」であって、利益法学とは無縁のもの、と明快であった（講演一五八頁以下、一七一頁）。これを承けてわたくしも七六年、ドイツの営業侵害判例を素材に権利論を試みたとき、日本の利益衡量論がヘックの利益法学と全く異なることから説き始めた（AcP176, S. 289f.）。

第二に法解釈方法論では、晩年のエールリッヒはヘックと殆ど違わない（講演一五七頁、一六二頁）。しかし法の歴史的解釈は法学者に対し負担をおそろしく過重する（一九四頁）。それに日本では外国法の継受により、ヘックやエールリッヒが想像もしなかった特殊事情が加わる（一八三、一九六頁）。先生がエールリッヒの『法的論理』から「ドイツ錯誤規定を理解しようとする者は一九世紀の錯誤理論の精通者でなければならぬ」という言葉を引き、「わたくしの仕事は全部、その実験であり、追試である、と言ってもいい位です」と述べたとき（一九五頁）、身がひきしまる思いをした。このあと七六年から八三年にかけて、前記の「法学理論研究会」は『法的論理』の外、エールリッヒ晩年の「自由な法発見と自由法学」・「社会学と法律学」・「法規に基づく裁判官の法発見」の翻訳を発表した。またわたくしは七九年に、当時まだ大学院生であった野田龍一教授と語り、「サヴィニー研究会」を始めた。そして現在に至るまで、磯村先生が「エールリッヒ法社会学」で言ったように「歴史法学の創始者の提起した巨大な課題」（磯村・前掲書一七四頁）に直面することになった。わたくしの編集した『近代私法学の形成と現代法理論』もその成果の一つである。

第三に、先生のラーレンツ批判も忘れられない。「近代法研究会」のテキストにラーレンツの『法学方法論』が選ばれたことが、わたくしにはいまひとつしっくり来ていなかった。それが、「ヘーゲル理解からやり直すべきだ」（講演一九二、一九五、二〇〇頁）という先生の批判を聞いて、氷解した。最近書いた「法的判断論」の論文抜刷をさし上げたら、先生は、むかし、田辺元教授の「ヘーゲル・精神現象学」講義を七年間「盗講」した、と洩らされた。

博多での別れ際に「一切、わたくしの責任で講演を活字にします」と磯村先生に宣言した。校正刷りも先生に見せなかった。出来上った『法政研究』を京都へ発送すると、その足でわたくしはドイツへ旅立った。

（文献） 磯村 哲「利益法学をめぐる」『法政研究』四〇・二＝四。

「巡査の結婚」を書いたころ

広中 俊雄

雑誌『法社会学』の創刊号（一九五一年三月発行）に《時の問題》四編の一つとして掲載された「巡査の結婚」は、私が助手一年目の半ばすぎ、一九五〇年十一月に書いた小編である（のち広中『日本の警察』〔東大出版会、一九五五年、新装版＝一九七七年〕に収録）。その執筆は、私にとって法社会学への出発となった。

『法社会学』創刊号の編集会議には、助手になったばかりの私も事務担当者の資格で出席していたが、私は川島武宜先生から、そのころ新聞の社会面で問題になっていた巡査の「娶妻願」のことを《時の問題》として書いてみないかと言われた。私は、先生のお話が気軽な感じのものだったことに助けられて、生意気にも（と今にして思うのだが）、同じ書くなら巡査への面接調査も試みて書きたいという希望を申し上げた。これには、学生時代から私は実態調査というものに関心を持っていて多少は経験も積んでいたという背景がある。調査の経験としては、辻清明先生にお誘いいただいて一九四九年一月の総選挙に関する実態調査（その報告は＝山政道編『政治意識の解剖』〔朝日新聞社、一九四九年〕）のお手伝いをしたり、助手になってからは川島先生が一九五〇年八月に東京都下・鶴川村でなさった「恩」意識に関する実態調査（その報告は『中央公論』一九五一年三月号所載の「庶民の哲学・第二回」→川島武宜著作集一卷三〇九頁以下）のお手伝いをしたりしたのが、とくに思い出の深い例であるが、ともかく上記のような希望を川島先生は快く了承してくださった。

調査では、巡査ら下級警察官が結婚にはもちろん上司の許可が必要だと答えた（そしてそのことにほとんど疑問を感じていないようだった）のと対照的に警察署長ら幹部級警察官がそんな制度はないと答えたのであるが、今でも私の記憶に鮮明な状景の形で残っているのは、訪問した警察署（本富士署、神楽坂署など）の一つで演じられた例規隠しである。これは、その後いろんな調査に際して私の前に立ちはだかった資料収集の壁の最初の例であるという意味では、調査の貴重な収穫であった。なんとか例規を見たいと思った私がある機会に福武直先生にその話をしたら、先生は警視庁本庁の某部長あてに紹介状を書いてくださったが、このアプローチで例規を見せてもらえるとは限らないし、見せられる場合には引き換えに原稿執筆上の制約を加えられかねないと考えて本庁訪問はせず、その紹介状は使用しないまま手もとに残っている。

「巡査の結婚」は、私に警察研究を続けさせる機縁をつぎつぎに生み出した。鶴見和子さんが『法社会学』創刊号の発行の翌月『日本読書新聞』に寄稿なされた書評で「『時の問題』の中では、とくに『巡査の結婚』は、庶民の法律生活の監督を職掌とする警察官自身の法律に対する考え方を明るみに出している点で注目に値する」とされ、この評価は私への「庶民の哲学・第六回／巡査の哲学」の執筆依頼につらなり、『中央公論』の一九五二年二月号に書いた「巡査の哲学」は、さらに国警岩手県本部発行の『岩手の警察』同年五月号に転載されて現職警察官のさまざまな感想文を引き出し（同誌五月号、六月号、七月号など）、こうした経過のうちに、警察研究への私の持続的関心が育っていったのである。他方、「娶妻願」制度の調査の際に私が感じた資料収集の壁はその後だんだん強く感じられるようになった。助手二年のころ、私は東大法学部の事務長から私に対する本富士警察署の身元調査について知らされたが、この身元調査は私の警察研究に対する警戒の現われといえよう。当然、私の資料収集はむずかしくなる。私の研究に理解を示す警察官が資料収集に協力してくれたこともあるとはいえ、そういうことは稀有の幸運でしかない。私は資料収集上の工夫をする必要を痛感するようになり、一九五三年四月の学会のシンポジウム「調査の目的と方法」の場で、その趣旨の発言をしたこともある。しかし、権力機構の内側の調査に関心を持つ研究者がほとんどいなかったためか出席者の反応は鈍く、私の発言は立石龍彦氏の「学会記」で、「見逃すには惜しいと思われる内容のもの」だったとされるにとどまった（『法社会学』五号〔一九五四年〕一七五頁）。

私の法社会学は、警察研究の分野で面接の方法による意識調査から文書資料の収集による諸種の制度ないし警察活動の実態調査に重点を移し（ただし文書資料の収集も容易ではないことにつき、私の学会報告、『法社会学』二三号〔一九七一年〕六六頁以下参照）、また研究対象を警察から法過程全般に拡大して（私の法過程論の素地をなした問題関心が警察研究から生まれたことにつき、広中・後掲書一三五～一四〇頁参照）、今日にいたっている。

（文献）広中俊雄『国家への関心と人間への関心—ある法学研究者の歩み』日本評論社、一九九一年。

法社会学の一側面～一行政法研究者の眼

室井 力

法律学の分野では、法社会学といえは実態調査、実態調査といえは法社会学という
ような空気が、私が研究をはじめた頃（一九五三年）には一般的に支配的であったよ
うに思われる。当時は、法社会学専攻という研究者は、こんにちと比べて格段にその
数が少なく、法社会学会に所属していた研究者は、そのほとんどが、それぞれみずか
らの伝統的な法律学分野の専攻をもっていた。しかも、たとえば、憲法研究者の法社
会学的研究なるものはなおいまだほとんど陽の目を見ていず、法社会学会所属研究者
の多数は、民法専攻者であった。そしてまた、行政法研究者のほとんどの者は、法社
会学研究ということを口ではいうものの、その何たるかについてきびしい学問的考
察を加えていたわけではない。

しかし、法社会学なる言葉ないし研究関心は、いかにも新しい時代の学問傾向を誘
導するかのようになり、一種の流行ともなっていた。各種法律学分野の研究者が法社会学
会に所属しつつ、それぞれみずからが法社会学的研究と考えるところを無秩序に発言
し、論文等を書いていたようであった。ただ、それにもかかわらず、それらに共通し
ていたのは、いわゆる法解釈ないし法解釈学に固執または安住することをいさぎよし
とせず、法の社会学を理論的にも実践的にも追求しようとする姿勢であった。法の社
会科学的研究と法の社会学的研究との異同すら、必ずしも一般に十分な考察の対象と
なっていたとは考えられない。少なくとも駆け出しの行政法研究者であった私などに
とっては、そのように映っていた。

法社会学会のほかに、法の総合科学的研究を志す民科法律部会があった。この両学
会は、取り扱うテーマや所属会員の顔ぶれにおいて、しばしば重複するところがあっ
た。ただ、両者の違いは、法社会学会が、野球のボールでいえば（古い用語で恐縮で
あるが）いわばカーブを多投していたのに対し、民科法律部会は、どちらかという
と直球が多かったといえるのではないであろうか。したがってまた、両学会研究総会に
おける報告・発言も一般に右のような傾向を示していたようである。両学会とも、当
時は春秋二回の研究総会をもっており、また、理事会の構成員も相当に重複してい
たところから、両学会の総会のテーマの振り分けのごときことが行われていた。ご苦
勞なことであった。

その後、当時の政治・社会情勢を反映して、民科法律部会の研究総会参加者の数が一時極端に減少したことがあったのに対し、法社会学会については、そのようなことはとくに目立つことがなかった。

時代が下ると、現代法現象の顕著化にともない、土地法学会、教育法学会、経済法学会、財政法学会、社会保障法学会、医事法学会などなど、各種の学会の分化・独立が推進され、実現していく。また、法社会学講座や講義が多くの大学で設けられることもあって、純粋な法社会学研究者が育ちはじめ、その数も相当なものとなっている。法社会学会の純化現象ともいうべきであろうか。このような傾向が、独特の日本的な法の社会学または法の社会科学として出発し、日本の法律学全般の進歩に貢献した法社会学会の発展にとってどのような意味をもつことになるのか、こんごに注目したいものである。

私の専攻する行政法学は、口さがない一部の民法学者などによって、保守的・反市民的・体制擁護的法律学の典型のように指弾されている。たしかにそういう面があることは否定できないが、同時に、行政権力と市民・国民との関係を、その実態に即して分析し、憲法的諸原則に則して、改造・変革しようとする動きも強まったし、強まりつつある。行政・行政法の法社会学的研究と大上段に振りかぶることは少ないとしても、それを欠く行政法研究は、いまやその学問的価値を評価されることはない。

戦後初期の法社会学は、一部に価値意識を欠いたのっぺらぼうの実態調査自体をよしとするものもあったが、その多くは、わが国の法と社会の近代化を目的意識的に追求するものであった。近代法とならんで現代法が問題となるなかで、なお多義的ではあれ、法と社会の民主化のために、こんごの法社会学・法社会学会がいかなる役割を果たすことになるであろうか。戦後「法社会学への出発」当時の法と社会の改革に向けられた法社会学者たちの学問的エネルギーと真摯な学問的姿勢をこんにちの時点で振り返ってみることは、混沌を切り抜け出す基軸を見出すためにも、きわめて有益であろう。私自身、一九五〇年代に川島武宜教授を責任者とする林野庁委託研究「牧野の法社会学的研究」の一端に加えていただいて学んだことなどを思い出して、今昔の感にたえない。

法社会学と私

山下 末人

法社会学に強い関心を私がつようになった直接の機縁は、学生時代初めて読んだ川島武宜『所有権法の理論』から受けた強烈な印象にある。民法の講義の中で末川博先生が、「十年に一冊出るか出ないかといえる程の本である」と激賞されたことも思い出される。さらにもう一冊あげれば、「弁証法的な論理体系」において民法財産法をとらえようとする山中康雄『市民社会と民法』である。（旧制）高校卒業前、それまでの独りよがりなドイツ観念論の読書傾向から離れ、社研の学生からマルクス主義についてのパンフレットをもらい読んだのがきっかけで、弁証法的唯物論・史的唯物論の「科学」性にひかれるようになり、大学法学部入学後も法律学の基礎となるべき経済学（マルクス）にとらわれていた私を、右の二冊の本は、ますますマルクス主義に傾かせることになった。したがって、私の法社会学はマルクス主義のそれであった。

しかし、法律学は当時私が理解していたようなマルクス主義でとらえつくせるものではないことをさとらせたのは、「新しく学ぶために」という本に載っていた川島武宜『科学としての法律学』であり、実用法学・解釈法学が社会の経済構造の「反映」ということではすまされぬ内容をもつことが解ってきた。が、それによって私はマルクス主義から離れていくのではなく、逆に、この複雑な法解釈の理論をマルクス主義の理論体系の中に位置づけ「社会科学としての法律学」を目指すことによって、マルクス主義は単なる経済決定論ではないその内容を豊かにしていくであろうと思った。種々の事情で大学卒業後大学院入学を選ぶことになったが、一度は法哲学専攻を考えながら結局民法専攻に決心したのも、法解釈理論に法律学の特有性を感じていたからである。しかし、大学院に入るや、マルクス主義・法社会学を基底に解釈理論を「組立て」ようとする私の試みは徹底的に叩かれることになった。それは大学院で指導を受けた於保先生から、解釈法学をもっと理解せよという親心からと今は思えるのであるが、「解釈法学をしっかりと身につけなければ法社会学をやってもものにはならない。川島教授は若い間に解釈学をじっくり学んだから今あのような法社会学ができるのだ。マルクス主義を云うのであれば研究者でなく政治家になれ」といったお叱りを受けたのである。私の頭の中では、解釈論と法社会学は切っても切れないものとなっていたし、「科学としての民法（解釈）学」を目指す気持は断ち切れなかったが、於保先生の右のお言葉を肝に銘じ、その後大学院で私は禁欲的に解釈論に志向していっ

た、そうせざるをえなかった。しかし、三年半で大学院を中退し、大学専任講師として研究の上でも独り立ちしなければならなくなってからは、再び法社会学への憧れは頭をもたげ、解釈論と法社会学・マルクス主義の間をゆれながら、その後今日まで私は何とか民法の研究をつづけてきた、というのが今の率直な気持ちである。マルクス主義を学び、法社会的考え方に強くひきつけられるものを感じてきた私には、今日の解釈学では当然のこと、すなわち社会的背景や社会構造・意識の変化を考えて法解釈をするということには心満たされないものがある。解釈論も一つのイデオロギーとして社会の物質的土台に根本的に規定された一つの法則的發展をするものであり、ジグザグを含むその複雑な法則を個別解釈論の一部についてでも解明していきたいという希望が、その強弱は一樣ではないが、一貫して私の貧しい民法研究を支えてきたといつてよい。

プラグマティッシュに現実に適合した解釈論を繰り返すこと（現実に適合しているのはその解釈論が科学的基礎をもっているからだとは思っているのであり）の有用性を否定するつもりは毛頭ないが、その科学的基礎の分析と合わせた解釈論が私の夢である。それは社会に適合した解釈論になるであろうが、その社会をどうみるか、それが（法）社会学の課題であろうが、その法社会学と歩調を合わせた解釈論である。今日、法社会学（会）の課題はひろがり、過去の一時期と比べ、解釈論との結びつきを問題とする方向は少なくなったように部外者の私には感じられるのであるが、私は解釈論の基礎となる法社会学になお憧れを抱いている。

（文献） 山下『法律行為論の現代的展開』、「商品交換と民法学」『法と政治』一八・四、「民主的変革と民法学」『法の科学』六

一九六〇年の出発

山田 卓生

過ぎ去ったことを回顧（懐古？）的に書く年ではないと考えているが、学界の一隅に身をおいてから、すでに三〇年以上を経過しているのに、三〇年前の修業時代ともいべき一九六〇年代のことを、思い起こすままに書いてみたい。

出発は安保の年、一九六〇年である。大学を卒業した年は、岸内閣による安保条約の強行採決以後、毎日のように国会通いをしていた。いつも食堂の入り口でビラ配りをしていた樺さんが亡くなった年であった。

あまり明確な問題意識もないまま、民法を勉強していたが、当時もっとも丁寧に読んだのは **Ehrlich: Grundlegung der Soziologie des Rechts 1913** と **Jerome Frank: Law and the Modern Mind 1930** であった。**Ehrlich** は有斐閣で売っていたリプリント版（印刷が不鮮明な海賊版？）で、苦闘しながら毎日1章ずつ読んだ。**Frank** はまだコピーのない時代であったから、ドイツに在外研究に出かけられた間、来栖先生から貸していただいた本を、先生の書き込みを参考にしながら読んだ。

その頃川島先生と碧海先生が中心になって経験法学研究会（**EJ**）が組織され、そこで **Popper, Geiger** の他、**Parsons, Merton** などアメリカの社会学の文献などを読んだ。この研究会での勉強（何度も合宿をした）は大変新鮮で、刺激に富んだもので、問題関心は今日まで続いている。

一九六二年に社会科学研究所の助手になり有泉亨、磯田進、渡辺洋三、潮見俊隆といった豪華な先生方の集団指導のもとに、きわめて自由な（無秩序な）勉強をする機会が与えられた。磯田先生との農村構造と家族の調査、社研のプロジェクトの千葉県のアーバナイゼーションの調査、とりわけ住宅団地開発の実態調査にも参加した。当時大規模に行なわれた農家相続調査にも加えていただき、相続の実態をどのようにして調べるかを、先生方から直に教えていただいた。均分相続により農地が細分化するから特例を設けるべきであるとする見解を検証しようとする調査であったが、全国一一道府県の調査の結果、農地は共同相続＝細分化されることはきわめて稀であることが明確になった。

相前後して川島先生の温泉権の研究にも参加させていただき、四万（群馬）、熱海などの温泉地を訪ね源泉の権利関係をめぐる調査をして、生きた法のあり方と役割について学んだ。

この後利谷グループのメンバーとして、農家の財産承継とりわけあとつぎ問題に焦点を当てて、農家相続調査を続け、松川（長野）、松任（石川）、そして都市近郊の川越、小田原などの相続農家を訪ねて聞き取り調査をした。かなり根掘り葉掘りの質問にも答えて下さった、農家経営者からの聞き取り話のいくつかは今もヴィヴィッドに思い出す。

一九六七年から、入会林野近代化法に基づく、神奈川県の入会林野コンサルタントとして、入会の実態把握をふまえて、権利関係の近代化の問題に取り組んだ。入会権については教科書で読んだだけではよくわからなかったが、現地で入会林野をみて関係権利者の話を聞き、これが入会権かとわかっていく過程を、今もはっきり思い出す。この入会林野整備の仕事は以来三〇年今日まで続いている。

ささやかではあるが、こうした調査経験は、後に法社会学の講義をする際、大変役にたち、学生たちから調査の話はおもしろかったという感想を聞いた。また書かれた法と現実に行われている法が違うことをいやというほど知らされたのも、調査の成果の一つである。

こうしたなか、社研の助手の慣習上の義務として、法社会学会と民科の事務局の事務を担当することになっていた。事務局員として理事会にも出席して、理事の先生方の意見を直接うかがう機会はきわめて貴重なものであった。当時は事務といっても会費（確か年二百円であった）徴収と学会開催通知ぐらいで（ただし学会は春秋の二回）、今のように大変なものではなかった。

二つの学会の事務局をほぼ五年間続けたおかげで、末川博、平野義太郎、戒能通孝、川島武宜、青山道夫といった大先生の警咳に接することができた。今やこうした先生方はない。そしてこうした先生方を直接知らない世代の研究者も増えている。幸いにも直接お会いできた者の一人として、先生方の残された遺産とも言うべきものを後の世代に伝えていくことは、ささやかながら私のできることではないかと考えている。

法社会学への旅立ち

六本 佳平

学会創立の年には、私はまだ静岡県田方郡函南村の小学五年生だった。そのような者にこの題で寄稿する資格があるのかは疑問であるが、編集者の注文に従うことにする。

法社会学というものがあることは、学生の頃から知っていた。そのころ、今の日本で面白いのは、阪大の理論物理学、東大の政治学、都立大の文化人類学、それから法社会学だといった総合雑誌の記事をみた記憶がある。もともと無理に文科一類を受けさせられたためか、入学後も授業には出ずに勝手に雑多な本を読み散らしていたので、法社会学の文献もかなり知っていた。学生運動も盛んであり、六〇年当時にはデモにも参加したが、ノンポリだった。結局二年留年した末、一九六三年に大学院に入って法社会学を専攻することになった。

今から考えると、私にとって法社会学の原点は、やはり川島先生の「日本社会の家族的構成」だった。もっとも身近な人間関係のうちに前近代と近代の違いを見るところが琴線に触れたのだろう。疎開先に戦後も長くいたので、農村の人・生活・風景への親しみもあったかもしれない。修士課程入学直後から、農家相続調査のデータ処理を任され、農地が生前か死後に分割された事例について、その要因と考えられるものを詳細な表にして分析するという作業もやったが、全く苦にならなかった。

修士論文のテーマは、自然に紛争過程になった。これも、川島先生の「現代日本の紛争解決」が出発点だった。この場合も、近代の法や裁判の特徴が、紛争当事者の視点（態度や意識といった観点）から分析されているところが気に入ったのだろう。論文の主題は、その観点から紛争過程を理論化してみようということで、文化人類学者の、さまざまなタイプの未開社会の紛争処理過程を調査した書物を精読して、代表的なものを未分化なものから分化したものへと配列し、そこに通じる理論枠組みで説明するという構成になった。そのとき発想の元になったのは、イギリスの人類学者エリザベス・コルソンの短い論文だった。紛争の両当事者を結ぶ複雑な間接的な社会関係のネットワークが紛争の帰趨を決定する、というのが彼女のテーゼであった。それが、当事者の生活系に埋め込まれた社会関係の次元が法にとっては重要だ、という基本的な見方へとつながったのだと思う。実定法は、そのような生活系で生じた問題への対処の中で手段として特に主張の正当化の手段として当事者によって動員されるも

のとして位置づけられた。といっても、当時のヴォキャブラリでは、紛争を軸としたその全過程は、社会統制過程としてまとめられていた。社会統制中心の法概念から紛争中心の法概念への移行期にあったと言えるかもしれない。

法社会学への旅立ちの第二の局面は、バークレイであった。社会学科に属して社会学を勉強しながら、法と社会研究センターに出入りした。センターは、いうまでもなく、創設者の社会学者フィリップ・セルズニックを中心として、当時の法社会学興隆のひとつの拠点であった。人類学科にはコルソンもいた。出発前、川島先生は、シカゴのザイセルのところへ行くことも示唆されていたが、眼中に入らなかった。

センターでは、スコールニック、カーリン、メッシンジャー、マツアといった社会学者が中心であったが、法とは何か、その社会に対する機能の何が重要なのか、という問いが大きなテーマになっていた。この逆説的な状況はそれ自体面白かったが、その背景には、実定法が社会統制の中心的地位を占めるようになるに伴って、社会のあらゆる階層がその恩恵を受けるようになるためにはどのような社会的な条件が必要かといった問題関心があったと思う。また、私的統治など、国家の実定法以外のコンテキストでも法的な秩序が働きうるという斬新な視点も含まれていた。私にとっては、これらは、日本で盛んに議論されていた近代法の特徴および機能や、また実定法外の紛争処理への関心とつながるもので、問題の建て方が日米で共通でありうる、あるいは日本の問題の建て方が普遍的でありうるという実感をえた。

バークレイの大学院では、期末ペーパーを中心とした指導が印象に残っている。社会学理論のベンディックス教授は、私のペーパーの山ほどあるスペルミスを全部チェックしてくれた（中身は、マルクスとヴェーバーというおきまりのテーマであったが、大変ほめてくれた）。セルズニックに出したペーパーではA-をもらったが、「君は、きちんとした論文を仕上げることを覚えなければならない」というコメントをもらった。こうしたことも、自分の法社会学への旅立ちというキューから思い出されるひとこまである。

農山漁村調査あれこれ

渡辺 洋三

私にとって農山漁村の慣行調査は、法社会学研究者の仕事としては、昔から今まで大きな柱の一つとなってきた。その手始めは、戦時中の学生時代に川島武宜先生の慣行調査ゼミに参加したことであった。なぜ、このゼミを選んだのか。二つの理由がある。一つは川島先生の物権法の講義が面白かったからである。もう一つは、高校生の頃から宮沢賢治が好きで多くの書物を読んでいたが、貧困な東北農村の実情にショックを受け、一度ぜひ農村を自分の目で確かめたいという思いが強かったからである（もともと東大法学部を希望したのは、卒業後、農林省の役人になって、貧困な農民生活を改革したいという私なりの当時の正義感があったからである）。

さて、この最初の調査の内容については既に発表しているので省略するが、思い出を一つだけ紹介しておく。戦時中の治安維持法体制下、長野県の一貧村に至るまで特高の監視の目が光っていた。反戦主義者の川島先生は、そのことを心配され、学生たちに慣行調査のこと以外、「よけいなことを聞くな」「聞かれてもよけいなことをしゃべるな」と何回も注意された。私たちも先生にまで迷惑をかけてはならないと、随分と気を遣ったものだ。

さて戦後になると言論・学問の自由が認められ、研究者のだれもが活気づいたが、今度はアメリカ占領軍批判の自由がなくなった。マッカーサーは一方で農地改革を進め、小作人からは天皇に代わる神と呼ばれ、地主からはアカと呼ばれた。農村調査では、沢山の文書をもっている地主に頼らなければならないから、マッカーサーに怒っている地主を適当になだめながら資料を出して貰うのに苦労した。そのマッカーサーは労働運動や左翼の弾圧に熱心だったのだから、戦後民主主義における解放と弾圧の二面性は早くから身にしみて分かっていた。ついでながら、戦前の地主制は天皇制の社会的基礎であり、これを除くことは米占領当局、日本の社会学者、とりわけ旧講座派のマルクス主義者（日本資本主義発達史講座の執筆者）、末弘先生を始めとする法社会学者などの一致した見解であった。法社会学会のスタートにおいて、マルクス主義者、民主主義者、近代主義者などが共同のチームをつくることができたのは、このゆえである。

ひるがえって考えれば戦後初期に農山漁村の調査が普及したのは、すでに大正中期の末弘巖太郎『農村法律問題』以降、多くの研究や調査が行われていた歴史的伝統があったからであろう。明治時代に継受された西欧法と日本の農村社会の「生ける法」との対抗・矛盾に目をつけ、これを改革することが農村法社会学の原点であった。非ないし反法社会学者からは、法社会学はなぜ古い慣習にしがみつくなのかという批判を受けた。が、古い慣行の実態認識をもとにして未来に向けて改革の要因を探る、という「改革」の思想が根底にある。何も現実を知らないくせに、古いと考える方がおこがましいのでないか。「調査なければ発言権なし」である。今でも農山漁村は日本の社会の底辺を支える問題であり、この分析なくして日本社会を語ることはできない。そういう目で、この五十年間、私は農山漁村から目を離していない。

おもえば、この半世紀の「文明」の発達により、調査も楽になったものである。新幹線も飛行機もタクシーもない時代、たとえば鹿児島県や岩手県の場合、行くだけで一日以上かかる。それに駅を降りてからまた時間がかかる。暖冷房もまだ殆どない。寒いとき、暑いとき、とぼとぼ歩きながら一軒一軒廻るのは大変であった。トイレも水洗はおろか、屋内にはない家も多い。蚊や蚤になやまされるという具合である。それでも今はほとんど見られなくなった「いろり」を共に囲んで行う聞き取りは、ほのかに人間らしい暖かさにつつまれ楽しいものであった。

さらに重要なのは、すべて手作業であったことである。今なら、カメラ、コピー、ファックス、パソコン等の現代技術をつうじて、たちまち資料の整理ができる。昔は、沢山の古文書、規約その他の書類をその場で見せて貰って、手で写し取らなければならない。場合によっては二・三日借用して宿へ帰ってから半分くらい徹夜で作業しなければならなかった。

このように昔の農山漁村の調査は、きわめて重労働の調査であった。最後にエピソードを紹介すると、私は、川島、磯田、福島、の三先生と調査をした。川島調査は、朝早い夜も早かった。磯田調査は、朝はおそく（昼近い）始まり、夜はおそく深夜に及んだ。福島調査は、朝も早く、夜もおそく、一番きつかった。いずれも三先生の人柄を示す一端である。

法社会学学会学術大会の歩み

(その1) 1947年～1964年

一九四七（昭和二二）年度一二月六日（創立総会）東京大学

[研究報告]

東北漁業家族に関する小考察 中川善之助

三重県安乗村の漁民の家族構造について 川島 武宜

一九四八（昭和二三）年度一二月一一日 東京大学

[研究報告]

土建労働の構造 川島 武宜

日本における労働関係の特質 磯田 進

コシキ島の家族関係 舟橋 諄一

家父長権の成立過程と神授的権威 戒能 通孝

一九四九（昭和二四）年度六月四日、五日 立命館大学

[研究報告]

法社会学と法史学 猪熊 兼繁

法社会学の課題 石本 雅男

若者組について 磯田 進

[公開講演]

官僚法学と法律社会学 戒能 通孝

社会あるところ法ありとゆうことについて 山中 康雄

一九五〇（昭和二五）年度春季五月二五日 早稲田大学

[研究報告]

斤先堀について 石村 善助

事実婚の一検討 高梨 公之

法社会学成立のための客観的主体的条件について 細野 武男

法社会学への疑問 瀧川 春雄

一九五〇（昭和二五）年度秋季一〇月三十一日 大阪大学

[研究報告]

モンテスキューの法社会学について 長谷川正安

改正労組法とその施行の実態 野村 平爾

犯罪社会学の問題 平野 龍一

中国法史学の構想～「封建」とフェューダリズム 仁井田 陞

裁判の法社会学的考察 戒能 通孝

一九五一（昭和二六）年度春季四月三〇日 慶應義塾大学

[研究報告]

明治末期の二、三の立法と裁判 中村吉三郎

漁業労働関係の法社会学的考察 川島 武宜＝潮見 俊隆＝渡辺 洋三

ソヴィエト社会における都市と農村～婚姻と家産の問題に関連して 福島 正夫

一九五一（昭和二六）年度秋季十一月一日 大阪市立美術館

[研究報告]

「家」と「氏」とに関する若干の問題提起～「氏の変更」を通して 唄 孝一

反社会集団の研究 前田信二郎

自然法思想と法社会学 細野 武男

一九五二（昭和二七）年度春季四月二五日 日本大学

[研究報告]

戸籍法の前近代的形態 山主 政幸

労働ボスの法社会学的考察 内山 尚三

[討論]

学問の自由と大学の自治 上原 専禄、尾高 朝雄

裁判 平野義太郎、戒能 通孝

一九五二（昭和二七）年度秋季一〇月三十一日 同志社大学

[研究報告]

憲法上の天皇と事実上の天皇 長谷川正

安山林労働の実態調査 浅井 清信＝乾 昭三＝甲斐道太郎＝片岡 昇＝富山 康吉
＝中川 淳

[シンポジウム]

選挙 磯田 進、高橋 貞三、黒田 了一

一九五三（昭和二八）年度春季四月三〇日 中央大学

[研究報告]

造船業における臨時工 後藤 清

積雪山村の民主化 新田 隆信

[シンポジウム]

調査の目的と方法 戒能 通孝、磯野 誠一

一九五三（昭和二八）年度秋季十一月一日 京都大学

[研究報告]

山林労働における庄屋制について～～特に村落構造と関連して 神谷 力

学生の住所に関する自治庁通達について 唄 孝一

[シンポジウム]

立法（その一）

民主立法の要件と諸問題 小林 直樹、千葉 正士

一九五四（昭和二九）年度春季四月三〇日 早稲田大学

[研究報告]

入会訴訟事件の法社会的考察～～岩手県二戸郡小繋調査報告 畑 穰

所有権法の政治的構造について 戒能 通孝

[シンポジウム]

立法（その二）鵜飼 信成、川口 頼好

一九五四（昭和二九）年度秋季一〇月三〇日 立命館大学

[研究報告]

「教育」

教育民主化の崩壊因子～とくに内在的因子を主体として 首藤 昭五

教育二法案の性格 泉 博

旭ヶ丘事件をめぐる法律問題 北小路 昆＝坪野 米男

「扶養」

農村における扶養意識～北海道五ヶ町村の調査より 品川 孝次

家庭裁判所にあらわれた扶養ケース～札幌家裁の資料より 藪 重夫

都市における生活保護～セツルメント社会保障調査より 西原 道雄

「相続」

末子相続 中川善之助

漁村における相続の実態 武井 正臣

農家相続問題の一視点～北九州水田農村における事例 中尾 英俊

「調停」

小作調停の一考察 安達三季生

調停の問題点 谷口 知平＝阿南 成一

一九五五年（昭和三〇）年度春季四月三〇日 法政大学

[研究報告]

第一分科会

法心理学の課題 西村 克彦

法社会学の構造一～特にその可能条件と課題について 伊藤 道学

第二分科会

梅謙次郎博士～日本の法学の性格を理解するために 熊谷 開作

岡村司先生の場合 中村吉三郎

第三分科会

沿岸漁村における共同漁業権の実態～主として北海道釧路郡昆布森村の場合について 相原 良一

鉦害賠償請求権の発展過程 吉岡卯一郎

[シンポジウム]

法社会学の古典理論

エールリッヒの法社会学 磯村 哲
マックス・ウェーバーの法社会学 川村 泰啓

一九五五（昭和三〇）年度秋季一一月三日 同志社大学

〔研究報告〕

第一分科会（実態調査）

東北山村における親族扶養の実態～宮城県刈田郡七ヶ宿村横川部落の場合 及川
伸

岐阜県白川村の家族形態における若干の特質～特に四大家族集団の戸籍より 玉城
肇＝黒木 三郎

第二分科会（法社会学の理論

論理実証主義と理論法学～論理実証主義とマルクシズム 碧海 純一

フランスの法社会学について 恒藤 武二

第三分科会（司法）

旭ヶ丘中学事件判決をめぐって 加藤 正男

〔シンポジウム〕 裁判の機構と法の解釈

裁判官の法解釈 熊倉 武

裁判機構の実態 佐伯 千仞

一九五六（昭和三一）年度春季五月三日 東京大学

〔シンポジウム〕 倫理的な犯罪と法律的犯罪

サザーランド著『ホワイト・カラーの犯罪』について 井口 浩二

道徳規範と法的統制～犯罪を中心として 村田 宏雄

犯罪はどのように起訴され処罰されているか～特に執行猶予の適用について 宮内
裕

一九五六（昭和三一）年度秋季一一月二日 京都大学

〔シンポジウム〕 憲法崩壊の社会的基盤

ワイマール憲法の崩壊過程 大西 芳雄

ドイツ連邦共和国基本法の改正問題と徴兵法 平野義太郎

日本国憲法の成立と成長～その政治的・社会的基礎 佐藤 功

一九五七（昭和三二）年度春季五月二日 明治大学

[テーマ] 法社会学はいかにあるべきか

川島 武宜、平野 龍一、福島 正夫、長谷川正安、石本 雅男、舟橋 諄一、磯村
哲、戒能 通孝、沼田稻次郎、磯田 進

一九五七（昭和三二）年度秋季一〇月一九日 神戸大学

[研究報告]

行為理論的「法」概念とその展開 及川 伸

協議離婚の実態調査 田辺 繁子＝大浜 英子

[シンポジウム] 調停

調停の理論 齊藤 秀夫

民事調停 谷口 知平

家事調停 磯野 誠一＝潮見 俊隆

一九五八（昭和三三）年度春季四月一〇日 日本大学

[テーマ] 市民法と社会法 渡辺 洋三、沼田稻次郎

一九五八（昭和三三）年度秋季一〇月一五日 関西学院大学

[研究報告]

ギルビッチの法社会学 飛沢 謙一

農村家族における財産と相続 稲子 恒夫＝稲子 宣子

[シンポジウム]

法解釈学をこう考える 柚木 馨、戒能 通孝、田畑 忍、杉村 敏正、木村

亀二、佐伯 千仞

一九五九（昭和三四）年度春季四月一〇日 中央大学

[研究報告]

独占資本主義段階における農地賃貸借法の性格 水本 浩

[シンポジウム]

「通説」の法社会学的考察～「通説」を形成せしめる諸要因、ないし「通説」の形成を阻止する諸要因の検討をめぐって問題の所在 唄 孝一

刑法 平野 龍一

憲法 鶴飼 信成

労働法 野村 平爾

民法及び総括 戒能 通孝

一九五九（昭和三四）年度秋季一〇月一六日 関西大学

[研究報告]

売春禁止法の実態 前田信二郎

国家と村落～学区制度をめぐるその相互形成～ 千葉 正士

[シンポジウム] 裁判批判

英米における裁判批判 伊藤 正己、平場 安治

裁判の認識構造と裁判批判 毛利 与一

一九六〇（昭和三五）年度春季五月五日 名古屋大学

[研究報告]

イギリス養子制度の現況並びに

グラスゴーにおける非行少年と養子との関係の一考察 田辺 幸子

財閥家憲と家制度 福島 正夫

[シンポジウム]

第一部会

美濃部・末弘博士の法思想について

磯村 哲、片岡 昇、乾 昭三、甲斐道太郎

第二部会

大正期から昭和期にかけての法体制再編期をいかにとらえるか

福島 正夫、安達三季生、磯野 誠一、小川 政亮、柚 正夫、沼田稻次郎、渡辺 洋三

第三部会

入会権の解体

川島 武宜、千葉 正士、石村 善助、小林 三衛、三藤 邦彦、穂積 忠夫、太田知行、中尾 英俊

一九六〇（昭和三五）年度秋季一〇月一七日 日本大学

〔研究報告〕

第一部会

大衆行動の法社会学的考察 星野安三郎

第二部会

不動産売買の実状～～所有権移転の時期をめぐって 太田 知行

〔シンポジウム〕

第一部会

デモンストレーションの法律問題をめぐって 兼子 仁、上田 誠吉

第二部会

農地所有と農地相続をめぐって

日本 中尾 英俊

ドイツ 清水 誠、川井 健

一九六一（昭和三六）年度春季五月五日 法政大学

〔研究報告〕

第一部会

日本所得税法と家族制度 長 穰

テレビと法律 戒能 通孝

穂積八束論 鈴木 安蔵＝戒能 通孝

第二部会

「公序良俗の原則」の法律的機能～～民法九〇条の規定への法社会学的接近 松本
暉男

エールリッヒの法人論について 福地 俊雄

法社会学における実験的方法の役割と限界 及川 伸

〔特別講演〕アメリカにおける法社会学 マックス・ラインシュタイン

一九六一（昭和三六）年度秋季一〇月一八日 九州大学

〔研究報告〕全体会 安保体制と憲法体制

占領法体制と憲法体制 山手 治之

安保体制と憲法体制 黒田 了一

法と言語 川島 武宜

第一部会

佐々木惣一博士の憲法理論 田畑 忍=小林 孝輔

第二部会

九州の切支丹家族～末子相続制を中心として 大原 長和

山口県周南諸島の隠居制について 不破勝敏夫

一九六二（昭和三七）年度春季四月二二日 大阪市立大学

[研究報告]

フランスにおける法社会学の評価～ルービエ、バチフォル、カルボニエ、レヴィ・ブリュルを中心として 飛沢 謙一

プロ野球選手の契約 本多 淳亮

放送・映画の出演契約の実態 植林 弘

[シンポジウム]

これまでの法律学の再検討 渡辺 洋三

一九六二（昭和三七）年度秋季一〇月一五日 早稲田大学

[研究報告]

第一部会 憲法問題

憲法現象の社会的考察に対する反省 小林 直樹、星野安三郎

第二部会 調停と仲裁

民事調停における合意に関する一検討 佐々木吉男

商事仲裁の諸相 喜多川篤典

[シンポジウム]

労働法学と法社会学 佐藤 昭夫、磯田 進

一九六三（昭和三八）年度春季四月二〇日 慶応義塾大学

[研究報告]

第一部会

婚姻と届出に関する一研究～名古屋市における届出と 第一子出生日との隔たり
を中心として 久武 綾子

栃木県農村部における他子養育の慣行について 石山 勝巳＝浜田 紀子

第二部会

税法研究のあり方への一つの反省 北野 弘久

ILO八七号条約批准運動の権利意識 野村 平爾

[シンポジウム] 実用法学と法社会学

裁判における論理構成の定型一条理を中心として 川島 武宜

一九六三（昭和三八）年度秋季一〇月一二日 同志社大学

[研究報告]

身元保証に関する研究 西村 信雄

小繫事件について 戒能 通孝

社会科学の客観性についての一私見～～分析哲学の立場から 碧海 純一

[シンポジウム]

判例研究の目的と方法 柚木 馨、有泉 亨、長谷川正安

一九六四（昭和三九）年度春季四月九日、一二日 学習院大学

[研究報告]

第一分科会

わが国における非長子相続慣行の特質 山本 登＝中川喜代子

家族農業経営の承継とその構造 利谷 信義＝中川 高男＝湯沢 雍彦＝吉原 節夫＝

依田 精一＝山田 卓生＝森 毅

第二分科会

婚姻と届出に関する一考察～～届出時期の分析と職業との関係 久武 綾子

沿岸漁村における『家』制度の解体状況について～～法社会学的 研究における役

割理論の適用 松本 暉男＝浅妻 康二

第三分科会

現代憲法学の方法と課題 影山日出弥

交通事故処理の現状とその対策 椎木 緑司

第四分科会

実験法学とそれをめぐる論争について 及川 伸

アメリカにおける法社会学の現状 石村 善助

[シンポジウム] 判例

- 判例～法社会学と法解釈学の接点 川島 武宜
刑事法の領域における判例について 平野 龍一
労働法の領域における判例について 沼田稲次郎

(その2) 1964年～1977年

一九六五（昭和四〇）年度春季四月二五日 明治大学

[研究報告]

入会権と財産区 中元 勇

コンピューターによる判決の分析と予測～特に Reed C. Lawlor の方法について 能勢 弘之

[シンポジウム]

法思想の法社会学的研究 磯村 哲、磯野 誠一、千葉 正士

一九六五（昭和四〇）年度秋季一〇月一五日 京都大学

[研究報告]

最近のソ連における法社会学 畑中 和夫

アメリカの法社会学 川島 武宜

恵庭事件について 星野安三郎

[シンポジウム]

現代資本主義経済と法 富山 康吉、正田 彬

一九六六（昭和四一）年度春季四月二二日 関西大学

[研究報告]

意味論と法律学～民法を中心として 福地 俊雄

[シンポジウム]

日本の法律家 潮見 俊隆、利谷 信義、清水 誠、江藤 价泰

一九六六（昭和四一）年度秋季一〇月一三日 慶應義塾大学

[研究報告]

中国婚姻家族法の変革～法意識変革の過程を中心として 大塚 勝美

スウェーデンの法社会学 熊谷 開作＝石井庄八郎

[シンポジウム]

社会保障の権利 西原 道雄、片岡 昇、白沢 久一

一九六七（昭和四二）年度春季五月三十一日 早稲田大学

[研究報告]

第一部会

家事審判と調停 川島 武宜、磯野 誠一

第二部会

少年非行と少年法 橋本重三郎、斎藤 正人

[シンポジウム]

教育と法～～教育の自由と国家統制を中心として 山崎 真秀、中山 和久

一九六七（昭和四二）年度秋季一〇月一三日 関西学院大学

[シンポジウム] 公共の福祉

民法における「公共の福祉」概念 原島 重義

経済法における「公益概念」 河合 研一

労働法における「公共の福祉」 竹下 英男

公共の福祉 奥平 康弘

一九六八（昭和四三）年度春季五月一日 金沢大学

[研究報告]

給付行政と治安政策の実態 高田 敏

「入会権と法律」総論～～入会権の変化を中心として 川島 武宜

[シンポジウム]

第一分科会

福祉国家と治安政策 桑原 昌弘、原野 翹、中山 研一

第二分科会 入会権と法律

入会権と裁判 中尾 英俊

入会権と近代化法 黒木 三郎

一九六八（昭和四三）年度秋季一〇月一日 中央大学

[研究報告] 現代的離婚の諸問題

離婚調停事件の性格と回復条件 湯沢 雍彦

協議離婚の現代的問題点 利谷 信義

裁判離婚の現代的問題点 依田 精一

[シンポジウム]

公務員政策と法 佐藤 竺、中山 和久

一九六九（昭和四四）年度春季五月一七日 東北大学

[研究報告] 「大学の自治」と「学生の自治」

大学自治の主体者の資格問題～特に教員採用における主観的偏向とその機能 宮島
尚史

学生参加の実態と問題点 長谷川正安＝稲子 恒夫＝室井 力

大学における学生の地位～大学の研究・教育との関連について 兼子 仁

一九六九（昭和四四）年度秋季一〇月九日 大阪弁護士会館

[シンポジウム] 現代社会と大学

学生の権利と大学 高田 敏

大学と社会—日本資本主義と大学・法学部 前田 達男＝萬井 隆令

大学紛争の法社会学的問題点 渡辺 洋三

一九七〇（昭和四五）年度春季五月一七日 お茶の水女子大学

[研究報告]

司法制度と社会構造 江藤 价泰

現代家族と法 西原 道雄

[シンポジウム]

第一部会

司法制度と社会構造 小田中聰樹

第二部会

家庭裁判所の後見的機能～～後見監督実務の諸問題 安倍 正三＝田中 恒朗＝瀬部 篤
二

一九七〇（昭和四五）年度秋季一〇月一二日 青山学院大学

共通テーマ「法社会学の現代的課題」

[研究報告]

総論 渡辺 洋三

広域行政と住民 永良 系二

都市三法と住民 田山 輝明

公害と住民運動 山口 和秀

地域住民と労働問題・社会保障 古賀 昭典＝清正 寛

[シンポジウム]

第一分科会

広域行政と市民、都市三法と住民

第二分科会

公害と住民運動、地域住民と労働問題・社会保障

一九七一（昭和四六）年度秋季一〇月七日 立命館大学

[研究報告]

第一分科会 自動車事故の処理と法～～実態分析の試み

前言川島 武宜

弁護士業務と自動車事故事件～～東京の弁護士に対する面接調査による 神長百合子

自動車事故損害賠償に対する一般人の態度～～東京二三区在住成人に対するアンケート

ト調査による 松村 良之

自動車事故の被害者側当事者の損害賠償請求行動と法～～強制保険請求ケースの被害

者に対する面接調査による 六本 佳平

自動車事故処理における刑事手続の役割 所 一彦

判決における損害賠償額決定の諸要因～～東京地裁民事二七部の裁判例の分析 太田

知行

第二分科会

少数意見論 桜田 勝義

全国的農家相続調査の再検討 依田 精一

[講演]

一法学者の回顧 末川 博

[シンポジウム]

日本法社会学の現状と展望 及川 伸、荒川 重勝

一九七二（昭和四七）年度春季五月一五日 西南学院大学

[研究報告]

第一分科会

ニュージーランドにおける最近の社会立法 山上 賢一

公害と障害者の権利 小林 勲

住民自治に関する法社会的考察 嶋田 英男

第二分科会

韓国民法典と淳風美俗 崔 龍基

太平天国革命と婦人解放～現代中国革命の源流 大塚 勝美

情報化社会における法学方法論についての一考察 古林 祐二

[シンポジウム]

石油化学コンビナートにおける資本集中の法的枠組み～資本集中をめぐる法社会学的研究の試みとして

池島 宏幸、木元 錦哉、野木村忠邦本間 重紀、坂本 重雄、正田 彬

一九七二（昭和四七）年度秋季一〇月七日 早稲田大学

[研究報告]

第一分科会

日本所得税法における家族制度原理と市場原理 長 穰

過疎対策行政の実態と課題～ある地方における集落再編成を中心に 浅井 幸男

第二分科会

首都圏における軍用地問題 田山 輝明

日本近代土地法（史）における若干の理論的・実証的諸問題 水林 彪

[シンポジウム] 裁判官

裁判官の判決行動のための枠組み 石村 善助

裁判の独立と民主的統制 所 一彦

最高裁裁判官の判決行動 島田 信義

一九七三（昭和四八）年度春季五月二一日 東京都立大学

〔研究報告〕

第一分科会

公害反対住民運動の実態・類型、その役割 松本 昌悦

第二分科会

現下の土地問題と法的課題 水本 浩

土地税制の課題と限界 北野 弘久

〔共同報告〕日本の軍事法体系

日本の軍事法体系 小林 直樹

軍事力肥大の論理と日本国憲法体系の背反について 福島 新吾

安保条約・自衛隊法の問題性 星野安三郎

「治安出動」の法制度とその運用構想 江橋 崇

一九七三（昭和四八）年度秋季一〇月一五日 大阪大学

〔シンポジウム〕法社会学の方法

構造機能分析による川島・碧海モデル 小室 直樹

法社会学講座所収の川島論文に対するコメント 矢崎 光圀

「社会と法」へのアプローチのためのカテゴリー・システムの若干の問題について
藤田 勇

〔第五〇回大会記念講演〕

法社会学の五十年 平野義太郎

一九七四（昭和四九）年度春季五月一三日 大阪府立大学

〔研究報告〕

第一分科会

医療産業による被害とその救済 川村フク子

食品公害・薬害訴訟における法律上の責任 平野 克明

第二分科会

市民社会史観をめぐる論争と法社会学の方法論的基礎づけ 田中 茂樹

〔特別報告〕

法社会学における「法」の概念 川島 武宜

[シンポジウム] 法社会学の方法

法社会学の方法論と『法社会学講座』 及川 伸

『法社会学講座』における構造＝機能主義的傾向について 森池 豊武

『法社会学講座』における経験主義的傾向への疑問 伊藤 護也

一九七四（昭和四九）年度秋季一〇月一〇日 東京大学

[研究報告]

第一分科会

「開発・公害」

むつ小川原開発の計画と問題点 松原 邦明

足尾銅山鉍毒事件公調委調停の意義 小林 三衛

「水と権利」

海没した土地の所有権 水辺 芳郎

漁業紛争と漁業補償の諸問題 武井 正臣

第二分科会

「国家と宗教」

自衛官「合祀」拒否訴訟 播磨 信義

わが国における国家と神社 千葉 正士

「国家と教育」

最近の教育政策の動向と特色 永井 憲一

国民の教育を受ける権利の実態 伊ヶ崎暁生

[特別講演]

家族法五〇年 中川善之助

一九七五（昭和五〇）年度春季五月一日 中央大学

統一テーマ 「現代社会と法」

第一分科会 家族問題

総論 利谷 信義

都市近郊における農家相続

（その一）小田原～農家相続の新段階 依田 精一

（その二）総社 武井 正臣

熊本県の家督相続復活決議と農家相続 鎌田 浩＝浦本 寛雄

第二分科会 裁判制度

はじめに 石村 善助

少額裁判所と本人訴訟 棚瀬 孝雄

調停・和解 太田 知行

裁判と政策形成 田中 成明

第三分科会 マスコミ

はじめに 奥平 康弘

マスコミと現代権力～わが国の場合を中心に 清水 英夫

マス・メディア産業における独占～新聞・放送産業の場合 高木 教典

マス・メディアとアクセス権 堀部 政男

第四分科会 企業～合併の法構造

総論 宮坂富之助

合併と競争政策および独占禁止法 金子 晃

政策の側面から 照井 健夫

労働法の側面から 本多 尊正

商法の側面から 福岡 博之

第五分科会 現代日本における地方自治の意義と課題

国と地方自治体の関係をめぐる諸問題 室井 力

現代日本の地方財政の諸問題 高橋 誠

地方自治と住民運動 秋元 律郎

地方自治をめぐる基本的視点 阿利 莫二

[特別講演]

戦前日本型ファシズムと法学及び法学者 風早八十二

一九七五（昭和五〇）年度秋季一〇月一〇日 岡山大学

[研究報告]

第一分科会

合衆国におけるインディアン連邦法の変遷 上田 伝明

戦後沖縄の家族と法

戦後沖縄における家族問題～実態的側面に視点をおいて 松本 タミ

独占資本主義段階における農地賃貸借法の性格 水本 浩

第二分科会

瀬戸内海環境保全臨時措置法の問題点 伊藤 護也

全国入会慣行調査について～～明治二六年、昭和五年調査との関連 熊谷 開作＝中尾 英俊

[シンポジウム] 婦人の法的・社会的地位

婦人の家庭内における地位 有地 亨

婦人労働者の法的・社会的地位 島田 信義

国際婦人年世界会議の一般報告及び若干の問題点 松嶋由起子

[特別講演]

戦後日本家族法の民主化 西村 信雄

一九七六（昭和五一）年度春季五月一五日 神戸大学

[研究報告] 戒能法社会学と中川法社会学の検討

戒能法学とは何か～～戒能法学の展開にそくして 畑 穰

戒能法学から何を学ぶか～～戦後法学史の流れにそくして 吉井蒼生夫

中川善之助先生の「法社会学」 島津 一郎

[シンポジウム] 騒音公害訴訟における住民と法律家

大阪国際空港騒音公害訴訟 久保井一匡

名古屋新幹線公害訴訟 宇佐見大司

横田基地騒音公害訴訟 榎本 信行

一九七六（昭和五一）年度秋季一〇月九日 法政大学

[研究報告]

第一分科会 法社会学の新傾向

アメリカ法社会学の方法に関する一考察～～P・セルズニクの方法を中心に 丸田 隆

「犯罪学の新思潮」～～アンソニー・M・プラット教授のニュークリミノロジーについて 藤本 哲也

第二分科会 地域開発行政の展開と住民

総論 黒木 三郎

「苦東」開発策定過程の問題点 平松 紘

「新大隅」開発計画の問題点 鳥谷 孝男

[シンポジウム] 弁護士論

問題提起～～弁護士利用を中心として 石村 善助

民事紛争解決制度の今日的対応と弁護士論の課題 萩原 金美
弁護士へのアクセス 古賀 正義
弁護士、弁護士会活動と国民的立場 香川 公一

一九七七（昭和五二）年度五月一四日 青山学院大学

[研究報告]

第一分科会 天皇制

大学生の天皇観の問題性～～法学教育の課題と関連して 星野安三郎

マスコミと天皇制 清水 英夫

イギリス君主制の法社会的検討～～わが国の天皇制研究における素材の提供として
吉田 善明

第二分科会 法律扶助

わが国における法律扶助制度の歴史・現状および問題点 中村 光彦

法律扶助と弁護士会 浅見 昭一

法律扶助の理念をめぐって 神長百合子

第三分科会 家族

戦後における妻の家族法上の地位～～夫婦財産制・財産分与・寄与分を中心にして
山脇 貞司

現代の老人問題と老令保障 橋本 宏子

[シンポジウム] 消費者被害とその救済

社会法学的アプローチ 北川善太郎

神戸市の場合 石田喜久夫

(その3) 1978年～1996年

* * * * * (以下、自由報告とミニ・シンポジウムは省略)

一九七八(昭和五三)年度五月一三、一四日 立命館大学

[三〇周年記念公開講演]

「末川先生と法社会学」 乾 昭三

「私と法社会学」 川島 武宜、磯村 哲、沼田稲次郎

[シンポジウム] 法社会学の三〇年

序説～戦後法社会学の主要な問題関心の推移について 利谷 信義

私法と法社会学 山田 卓生

刑事法と法社会学 三井 誠

労働法と法社会学 西谷 敏

公法と法社会学 森 英樹

裁判と法社会学 石村 善助

法解釈学と法社会学 北川善太郎

他の社会諸科学と法社会学 及川 伸

外国の法社会学と日本の法社会学 千葉 正士

一九七九(昭和五四)年度五月一二、一三日 立教大学

[シンポジウム] 子どもと法～権利の観点から

序論～シンポジウムの趣旨 小川 政亮

社会保障法から 佐藤 進

家族法から 中村 妙子

教育法から 永井 憲一

少年法から 荒木 伸怡

労働法から 浅倉むつ子

税・財政法から 北野 弘久

現場 児童相談所から 鈴木 政夫

現場 少年非行と司法福祉 赤羽 忠之

現場 日本子どもを守る会 金田 茂郎

一九八〇（昭和五五）年度五月一七日、一八日 関西学院大学、甲南大学

[全体会]

正義の総合システムの中の調停・苦情処理 小島 武司

法社会学の一般理論 (general theory) ～～権利にかかわる **dispute** に焦点をおいて
川島 武宜

[シンポジウム] 被害とその法的保護

序論 北川善太郎

国家賠償法について 下山 瑛二

独占禁止法について 布村 勇二

[記念講演]

地方自治と住民運動 黒田 了一

一九八一（昭和五六）年度五月一六日、一七日 神奈川大学

[シンポジウム] 財政過程の諸問題

財政過程と統治構造 小林 直樹

補助金等 宮本 憲一

財政投融资 小沢 辰男

財政統制 北野 弘久

地方財政 山下 健次

受益者負担と財政 三木 義一

総括 福家 俊朗

一九八二（昭和五七）年度五月一日、二日 広島修道大学

[シンポジウム] 法意識の研究（一）

はじめに 利谷 信義

法意識研究の課題 広中 俊雄

「日本人の法意識」研究概観～～法観念を中心として 六本 佳平

日本的法観念の歴史的基礎 水林 彪

各法分野からの問題提起

憲法 小林 直樹

行政法 今橋 盛勝

私法 山田 卓生

労働法 片岡 昇

刑事法 所 一彦

一九八三（昭和五八）年度五月一四日、一五日 慶應義塾大学

[シンポジウム] 法意識の研究（二）

（その一） 刑事法をめぐる法意識

刑事立法過程をめぐる法意識の対抗について 松岡 正章

刑事司法過程をめぐる法意識について 豊川 正明

刑事司法における日本的なもの 斎藤 豊治

（その二） 法意識をめぐる諸問題

法意識雑感 矢崎 光圀

法意識研究のモデル～法文化の差異をどう捉えるか 棚瀬 孝雄

「日本的法意識」の歴史的形成過程の一例 熊谷 開作

法意識研究の課題 渡辺 洋三

一九八四（昭和五九）年度五月一二日、一三日 同志社大学

[シンポジウム] 法意識の研究（三）

法意識研究に関する問題 利谷 信義

外国人の「日本人の法意識論」の分析 山田 卓生

日本人の法意識とその研究の現状について 田中 成明

「日本人の法意識」～民法学者からの問題提起 星野 英一

一九八五（昭和六〇）年度五月一〇日、一一日 日本大学

[シンポジウム] 権利の形成と展開（一）

課題設定の趣旨 所 一彦

民事法の領域から 淡路 剛久

刑事法の領域から 三井 誠

事例紹介

環境権 仁藤 一

嫌煙権 伊佐山芳郎

被疑者・被告人の権利 山川洋一郎

一九八六（昭和六一）年度五月一〇日、一一日 龍谷大学

[シンポジウム] 権利の形成と展開（二）

権利のカタログづくりに向けて 山田 卓生

「権利生成」のシステムの考察 棚瀬 孝雄

憲法・行政法の領域から 阿部 泰隆

社会法の領域から 佐藤 進

国際法の領域から 佐分 晴夫

一九八七（昭和六二）年度五月九日、一〇日 早稲田大学

[シンポジウム] 権利の形成と展開（三）

「新しい権利」のカテゴリーと相互作用 稲本洋之助

追加事例（一）～～平和的生存権 吉田 善明

追加事例（二）～～納税者基本権 北野 弘久

追加事例（三）～～生活者の権利 池島 宏幸

権利形成・展開行動の社会運動モデルをめざして 宮澤 節生

総括討議のために 和田 安弘

[特別講演]

「実用法学の基礎科学」としての法社会学をめざして 川島 武宜

一九八八（昭和六三）年度五月一四日、一五日 神戸大学

[シンポジウム]

法社会学への期待（一）～～社会諸科学より

社会学 吉田 民人

政治学 松下 圭一

社会史 黒田 俊雄

経済学 宮本 憲一

法社会学への期待（二）～～基礎法学より

法哲学 佐藤 節子

法史学 井ヶ田良治

法社会史 上山 安敏
法社会学への期待（三） ～～実定法学より
私法 星野 英一
公法 樋口 陽一
刑事法 中山 研一
訴訟法 井上 治典
全体のまとめ 及川 伸
[特別講演]
法社会学会創設の頃 谷口 知平

一九八九（平成元）年度五月一三日、一四日 立教大学

[シンポジウム] 裁判の法社会学（一） ～～裁判の現状と研究課題
序論及川 伸
刑事裁判の分野から斎藤 豊治
民事裁判の分野から乾 昭三
行政裁判の分野から山村 恒年
労働裁判の分野から豊川 義明
中間的総括 宮澤 節生

一九九〇（平成二）年度五月一二日、一三日 金沢大学

[シンポジウム] 裁判の法社会学（二） ～～裁判の現状と研究課題
第一部 紛争処理過程における裁判
「現代型訴訟」とその機能 六本 佳平
和解と裁判手続 ～～交渉と「和解兼弁論（弁論兼和解）について」 太田 勝造
少額事件・本人訴訟と裁判手続 和田 仁孝
第二部 司法行政と裁判官行動
裁判官の処遇・再論 宮本 康昭＝塩谷 國昭
裁判官経歴と裁判行動 塚原 英治
裁判官会同・協議会と裁判行動 湯川 二郎
第三部 司法制度改革と国民の司法参加
裁判機構改革の課題と問題点 吉野正三郎
弁護活動の活性化と司法改革の課題 棚瀬 孝雄

刑事手続改革の課題 荒木 伸怡

裁判への国民参加～新陪審制度導入の方法 下村 幸雄

シンポジウム『裁判』をおえて及川 伸

一九九一（平成三）年度五月一日、二日 神奈川大学

[全体シンポジウム] 法社会学のアイデンティティを求めて（一）～法の社会理論と法社会学

自生的秩序の理論《ハイエク》 嶋津 格

自由主義法の批判《アンガー》 石田 眞

権力の社会史《フーコー》 小野坂 弘

法制化の理論《ハーバーマス》 中野 敏男

法システムの理論《ルーマン》 馬場 靖雄

一九九二（平成四）年度五月九日、一〇日 大阪大学

[全体シンポジウム] 法社会学のアイデンティティを求めて（二）～法の解釈と法社会学
基調報告 棚瀬 孝雄

第一部 法解釈方法論の批判的検討

法の科学と法の生成 加藤 雅信

法における「解釈的転回」 長谷川 晃

法解釈の社会現象学 大澤 真幸

第二部 法解釈の社会分析

現代日本法解釈学の歴史的位相～民法学を中心に 広渡 清吾

社会過程としての法解釈 檜村 志郎

法曹養成と法の解釈 萩原 金美

一九九三（平成五）年度五月八日、九日 専修大学

[全体シンポジウム] 法社会学のアイデンティティを求めて（三）～法秩序の近代と現代
基調報告 棚瀬 孝雄

第一部 近代法の理念と現実

「市民」の構造転換～比較ビクトリア文化論の観点から 笹倉 秀夫

異文化としての近代法～その倫理性と虚構性 田中 茂樹

市民的秩序と美的秩序～～E・ユンガーにおける美的モデルネの諸相 小野 紀明

第二部 法のモダンとポストモダン

近代法のパラドックス～～法の共同体的基礎 棚瀬 孝雄

「近代」のパラドックスと「近代的主体」の崩壊 佐伯 啓思

現代法的状況の日本史的文脈 ～～西欧史的文脈との対比において 水林 彪

ポストモダンの法秩序 村上 淳一

一九九四（平成六）年度五月一四日、一五日 香川大学

[全体シンポジウム] 日本法の固有性と普遍性（一）～～「日本的」取引慣行と法社会学

基調報告 淡路 剛久

下請制の法構造～～自動車・同部品工業に即して 本間 重紀

流通過程における日本的取引慣行と法 正田 彬

公共工事請負契約 太田 知行

金融取引 神田 秀樹

行政指導の問題と行政学 大山 耕輔

「日本的取引慣行」～～経済学的視点 伊藤 元重

日本的取引慣行の原因と将来～～法哲学者の立場から 森村 進

「日本的取引慣行」と法社会学～～法社会学の視点から 松村 良之

一九九五（平成七）年度五月二七日、二八日 日本大学

[全体シンポジウム] 日本法の固有性と普遍性（二）～～土地と法社会学

企画趣旨説明 山田 卓生

戦後入会理論の総括と入会の現代的課題～～入会近代化法・事業の評価 中尾 英俊

農地所有権の法的規制の展開～～戦後農地法制の展開と新しい農地政策・農地制度の課題 高橋 寿一

都市の土地と法社会学 原田 純孝

環境問題と法社会学

企画趣旨説明 西原 道雄

公害・環境紛争 淡路 剛久

国家・自治体の開発政策と環境問題 阿部 泰隆

グローバル化した環境問題 山村 恒年

一九九六年（平成八）年度五月二五日、二六日 京都大学

〔全体シンポジウム〕日本の固有性と普遍性（三）紛争処理と法社会学
紛争処理と法システム

日本の法社会学における紛争処理研究の展開 六本 佳平

和解と裁判 太田 勝造

コミュニティー紛争とその法的処理 阿部 昌樹

集团的紛争と法的処理 佐藤 岩夫

裁判外紛争処理

裁判外紛争処理における弁護士の間与 檜村 志郎

組織内紛争処理～～総合職女性をめぐる法と社会 佐藤 俊樹

少額紛争処理～～消費者紛争を念頭において 守屋 明

法社会学会役員一覧

一九四七（昭和二二）年～一九五〇（昭和二五）年

発起人 尾高朝雄、末川博、中川善之助、平野義太郎、舟橋諄一

委員 尾高朝雄、川島武宜、末川博、末弘巖太郎、杉之原舜一、中川善之助、平野義太郎、舟橋諄一、峯村光郎、和田小次郎

監事 磯田進、幼方直吉

一九五〇（昭和二五）年～一九五一（昭和二六）年

委員 石本雅男、尾高朝雄、戒能通孝、川島武宜、末川博、末弘巖太郎、杉之原舜一、中川善之助、平野義太郎、舟橋諄一、峯村光郎、和田小次郎

監事 磯田進、潮見俊隆、幼方直吉

一九五一（昭和二六）年選出

委員長 末弘巖太郎（五一年九月逝去、同年十一月末川博委員長選出）

委員 石本雅男、磯野誠一、尾高朝雄、戒能通孝、川島武宜、川村泰啓、後藤清、末川博、杉之原舜一、高梨公之、瀧川幸辰、田中吉備彦、谷口知平、田畑忍、千葉正士、中川善之助、長谷川正安、平野義太郎、舟橋諄一、三戸壽、峯村光郎、柚木馨、和田小次郎

監事 磯田進、潮見俊隆、幼方直吉

一九七〇（昭和四五）年～一九七二（昭和四七）年

理事長 川島武宜

事務局長 黒木三郎

理事 青木清相、碧海純一、青山道夫、有泉亨、磯村哲、乾昭三、上野裕久、潮見俊隆、内山尚三、江守五夫、及川伸、小川政亮、甲斐道太郎、戒能通孝、片岡 昇、加藤正男、熊谷開作、黒木三郎、坂本重雄、佐藤進、高柳信一、田中実、谷口知平、田村

五郎、丹宗暁信、利谷信義、富山康吉、浪江源治、西原道雄、沼田稻次郎、野村平爾、唄孝一、長谷川正安、畑中和夫、原島重義、広中俊雄、福地俊雄、横山晃一郎、渡辺洋三

監事 磯野誠一、黒田了一、小林直樹、杉村敏正、千葉正士

一九七二（昭和四七）年～一九七四（昭和四九）年

理事長 川島武宜

事務局長 黒木三郎

理事 青山道夫、有泉亨、石田喜久夫、石部雅亮、磯野誠一、稲本洋之助、乾昭三、上野裕久、潮見俊隆、内山尚三、江守五夫、及川伸、小川政亮、甲斐道太郎、戒能通孝、片岡 昇、岸井貞男、北野弘久、加藤正男、熊谷開作、坂本重雄、清水誠、高柳信一、田中実、田村五郎、丹宗暁信、千葉正士、利谷信義、沼田稻次郎、野村平爾、唄孝一、長谷川正安、原島重義、平野龍一、広中俊雄、横山晃一郎、和座一清、渡辺洋三

監事 碧海純一、杉村敏正、谷口知平、所一彦

一九七四（昭和四九）年～一九七六（昭和五一）年

理事長 青山道夫

事務局長 黒木三郎

理事 碧海純一、天野和夫、有泉亨、有地亨、石村善助、磯野誠一、稲本洋之助、乾昭三、潮見俊隆、内山尚三、江守五夫、及川伸、小川政亮、甲斐道太郎、片岡 昇、加藤正男、川島武宜、岸井貞男、北野弘久、熊谷開作、小林孝輔、坂本重雄、清水誠、武井正臣、田中実、田村五郎、丹宗暁信、利谷信義、西原道雄、沼田稻次郎、野村平爾、唄孝一、長谷川正安、畑穰、浜田稔、平野龍一、広中俊雄、渡辺洋三

監事 千葉正士、所一彦、杉村敏正、谷口知平

一九七六（昭和五一）年～一九七八（昭和五三）年

理事長 青山道夫

事務局長 黒木三郎

理事 碧海純一、天野和夫、有泉亨、有地亨、石村善助、磯野誠一、稲本洋之助、乾昭三、潮見俊隆、内山尚三、江守五夫、及川伸、小川政亮、甲斐道太郎、片岡 昇、加藤正男、川島武宜、岸井貞男、北野弘久、熊谷開作、小林孝輔、坂本重雄、清水誠、武井正臣、田中実、田村五郎、丹宗暁信、利谷信義、西原道雄、沼田稻次郎、野村平爾、唄孝一、長谷川正安、畑穰、浜田稔、平野龍一、広中俊雄、渡辺洋三

監事 磯野誠一、小林直樹、杉村敏正、星野安三郎、室井力

一九七八（昭和五三）年～一九八一（昭和五六）年

理事長 沼田稻次郎

事務局長 千葉正士

理事 有地亨、五十嵐清、石村善治、磯野誠一、磯村哲、稲子恒夫、稲本洋之助、乾昭三、上野裕久、牛山積、及川伸、太田知行、小川政亮、小田中聰樹、片岡 昇、河井研一、北野弘久、木村五郎、熊谷開作、小林孝輔、小林直樹、小林三衛、清水誠、正田彬、高柳信一、所一彦、永井憲一、西原道雄、長谷川正安、畑穰、原島重義、星野安三郎、前田達男、松岡正章、松村良之、光藤景皎、室井力、山田卓生

監事 石村善助、江守五夫、北川善太郎、吉川経夫、武井正臣、中尾英俊、横井芳弘

一九八一（昭和五六）年～一九八四（昭和五九）年

理事長 黒木三郎

事務局長 石村善助

理事 [全国区] 青木宗也、幾代通、石田喜久夫、磯野誠一、上野雅和、潮見俊隆、牛山積、江守五夫、兼子仁、北川善太郎、熊谷開作、小林直樹、坂本重雄、杉村敏正、正田彬、丹宗暁信、利谷信義、中尾英俊、唄孝一、本多淳亮、松岡正章、室井力、山田卓生、吉田善明

[地方区] 五十嵐清、久田栄正、小田中聰樹、広中俊雄、桜木澄和、渡辺洋三、稲子恒夫、戒能通厚、甲斐道太郎、沢井裕、武井正臣、西川達雄、石村善治、原島重義

監事 及川伸、加藤正男、所一彦、萩原金美、六本佳平

一九八四（昭和五九）年～一九八七（昭和六二）年

理事長 黒木三郎

事務局長 利谷信義

理事 [全国区] 青木宗也、石村善助、稲子宣子、稲本洋之助、潮見俊隆、江守五夫、大河純夫、太田知行、小川政亮、片岡 昇、加藤正男、北野弘久、金城清子、清水誠、高柳信一、田村五郎、千葉正士、所一彦、西原道雄、唄孝一、畑穰、星野安三郎、前野育三、六本佳平

[地方区] 松村良之、山畠正男、幾代通、広中俊雄、小林孝輔、渡辺洋三、戒能通厚、和座一清、及川伸、甲斐道太郎、伊藤護也、庭山英雄、有地亨、中尾英俊

監事 池島宏幸、斎藤豊治、杉村敏正、田中実、矢崎光圀

一九八七（昭和六二）年～一九九〇（平成二）年

理事長 千葉正士

事務局長 牛山積

理事 [全国区] 江藤价泰、小川政亮、片岡 昇、加藤正男、鴨野幸雄、北野弘久、金城清子、熊谷開作、小林孝輔、小林直樹、坂本重雄、佐藤英善、正田彬、高柳信一、田中茂樹、棚瀬孝雄、所一彦、原島重義、広渡清吾、藤田勇、星野安三郎、前野育三、宮澤節生、六本佳平

[地方区] 五十嵐清、久田栄正、太田知行、小田中聰樹、稲本洋之助、清水誠、稲子宣子、室井力、乾昭三、及川伸、伊藤護也、上野雅和、有地亨、畑穰

監事 池島宏幸、石村善助、甲斐道太郎、田村五郎、吉田善明

一九九〇（平成二）年～一九九三（平成五）年

理事長 利谷信義

事務局長 牛山積

理事 [全国区] 浅倉むつ子、淡路剛久、井ヶ田良治、石村善助、乾昭三、江藤价泰、江守五夫、甲斐道太郎、兼子仁、鴨野幸雄、黒木三郎、小林直樹、佐藤英善、田中茂樹、棚瀬孝雄、西谷敏、庭山英雄、唄孝一、原田純孝、藤田勇、松村良之、丸田隆、室井力、山田卓生、渡辺洋三

[地方区] 五十嵐清、山島正男、小田中聰樹、広中俊雄、広渡清吾、戒能通厚、坂本重雄、西原道雄、宮澤節生、上野裕久、甲斐祥郎、石村善治、原島重義

監事 及川伸、北野弘久、田村五郎、吉田善明、六本佳平

一九九三（平成五）年～一九九六（平成八）年

理事長 利谷信義

事務局長 六本佳平

理事 有地亨、淡路剛久、池田恒男、石部雅亮、伊藤護也、稲子宣子、稲本洋之助、牛山積、江藤价泰、江守五夫、太田知行、大出良知、小田中聰樹、戒能通厚、櫻村志郎、兼子仁、北川善太郎、北野弘久、金城清子、棚澤能生、清水誠、田中成明、田中茂樹、棚瀬孝雄、田山輝明、所一彦、西谷敏、西原道雄、庭山英雄、広渡清吾、松村良之、松本タミ、丸田隆、宮澤節生、村山眞維、室井力、山田卓生、吉田善明

監事 浅倉むつ子、石村善助、乾昭三、佐藤英善、原田純孝

一九九六（平成八）年～一九九九（平成十一）年

理事長 六本佳平

事務局長 原田純孝

理事 浅倉むつ子、阿部昌樹、淡路剛久、池田恒男、稲子宣子、稲本洋之助、牛山積、太田知行、小田中聰樹、戒能通厚、櫻村志郎、神長百合子、北川善太郎、棚澤能生、瀬川信久、田中成明、田中茂樹、棚瀬孝雄、田山輝明、所一彦、利谷信義、西谷敏、二宮周平、長谷部由起子、広渡清吾、本間重紀、松村良之、松本タミ、丸田隆、水林彪、南方暁、宮澤節生、村山眞維、森英樹、守屋明、安田信之、山田卓生、和田仁孝

監事 太田勝造、北野弘久、金城清子、清水誠

1999年以降の役員一覧は、ホームページ編集委員会が記録を兼ねて追記しているもので、学会50周年記念論集『法社会学へのたびだち』には掲載されていません。

一九九九（平成十一）年～二〇〇二（平成十四）年

理事長 棚瀬孝雄

事務局長 宮澤節生

理事 浅倉むつ子、阿部昌樹、淡路剛久、石田眞、稲本洋之助、牛山積、太田勝造、小田中聡樹、戒能民江、戒能通厚、櫻村志郎、神長百合子、紙谷雅子、季衛東、棚澤能生、佐藤岩夫、菅原郁夫、田中茂樹、棚瀬孝雄、田山輝明、名和田是彦、西谷敏、二宮周平、濱野亮、原田純孝、広渡清吾、本間重紀、松村良之、丸田隆、水林彪、南方暁、宮澤節生、村山眞維、守屋明、矢野達雄、山田卓生、吉田勇、吉田克己、六本佳平、和田仁孝

監事 北川善太郎、前野育三、安田信之

二〇〇二（平成十四）年～二〇〇五（平成十七）年

理事長 廣渡清吾（東京大学）

事務局長 村山眞維

理事 浅倉むつ子（東京都立大学）、阿部昌樹（大阪市立大学）、淡路剛久（立教大学）、宇佐見大司（愛知学院大学）、戒能民江（お茶の水女子大学）、戒能通厚（早稲田大学）、櫻村志郎（神戸大学）、神長百合子（専修大学）、季衛東（神戸大学）、木下麻奈子（香川大学）、北村隆憲（東海大学）、北村喜宣（上智大学）、棚澤能生（早稲田大学）、佐藤岩夫（東京大学）、菅原郁夫（名古屋大学）、瀬川信久（北海道大学）、田中成明（京都大学）、田中茂樹（無所属）、棚瀬孝雄（京都大学）、辻村みよ子（東北大学）、名和田是彦（東京都立大学）、西谷敏（大阪市立大学）、二宮周平（立命館大学）、馬場健一（神戸大学）濱野亮（立教大学）、原田純孝（東京大学）、平松紘（青山学院大学）、廣渡清吾（東京大学）、武士俣敦（福岡大学）、松村良之（北海道大学）、丸田隆（関西学院大学）、水林彪（東京都立大学）、南方暁（新潟大学）、宮澤節生（早稲田大学）、村山眞維（千葉大学）、森英樹（名古屋大学）、守屋明（岡山大学）、吉田克己（北海道大学）、六本佳平（放送大学）、和田仁孝（九州大学）

監事 石田眞（早稲田大学）、太田勝造（東京大学）、山田卓生（日本大学）

二〇〇五（平成十七）年～二〇〇八（平成二十）年

理事長 広渡清吾（東京大学）

事務局長 和田仁孝

理事 浅倉むつ子（早稲田大学）、阿部昌樹（大阪市立大学）、淡路剛久（立教大学）、石田眞（早稲田大学）、江口厚仁（九州大学）、太田勝造（東京大学）、戒能民江（お茶の水女子大学）、樫沢秀木（佐賀大学）、樫村志郎（神戸大学）、神長百合子（専修大学）、河合幹雄（桐蔭横浜大学）、季衛東（神戸大学）、木下麻奈子（同志社大学）、榎沢能生（早稲田大学）、小森田秋夫（東京大学）、佐藤岩夫（東京大学）、菅原郁夫（名古屋大学）、瀬川信久（北海道大学）、田中成明（関西学院大学）、棚瀬孝雄（京都大学）、辻村みよ子（東北大学）、名和田是彦（法政大学）、新倉修（青山学院大学）、西谷敏（大阪市立大学）、二宮周平（立命館大学）、馬場健一（神戸大学）、濱野亮（立教大学）、原田純孝（東京大学）、武士俣敦（福岡大学）、藤本亮（静岡大学）、松村良之（北海道大学）、松本克美（立命館大学）、水林彪（一橋大学）、南方暁（新潟大学）、宮澤節生（大宮法科大学院）、守屋明（関西学院大学）、村山眞維（明治大学）、吉田克己（北海道大学）、和田仁孝（早稲田大学）

監事 宇佐見大司（愛知学院大学）

二〇〇八（平成二十）年～二〇一一（平成二十三）年

理事長 村山眞維

事務局長 榎沢能生

理事 浅倉むつ子、阿部昌樹、石井美智子、石田眞、宇佐見大司、江口厚仁、太田勝造、尾崎一郎、戒能民江、樫沢秀木、樫村志郎、神長百合子、河合幹雄、季衛東、木下麻奈子、榎沢能生、佐藤岩夫、四宮啓、菅原郁夫、棚瀬孝雄、辻村みよ子、名和田是彦、西谷敏、二宮周平、馬場健一、濱野亮、原田純孝、広渡清吾、福井康太、武士俣敦、藤本亮、ダニエル・フット、松村良之、水林彪、宮澤節生、村山眞維、守屋明、吉田克己、渡辺千原、和田仁孝

監事 小森田秋夫、南方暁

二〇一〇（平成二二）年～二〇一四（平成二五）年

理事長 榎村志郎

事務局長 阿部昌樹

理事 愛敬浩二、浅倉むつ子、飯考行、石井美智子、石田眞、江口厚仁、大河原眞美、太田勝造、尾崎一郎、榎澤秀木、河合幹雄、木下麻奈子、棚澤能生、小佐井良太、佐藤岩夫、四宮啓、菅原郁夫、高橋裕、高村学人、名和田是彦、長谷川貴陽史、馬場健一、濱野亮、原田純孝、福井康太、武士俣敦、藤本亮、フット、ダニエル、松村良之、水林彪、南方暁、南野佳代、宮澤節生、村山眞維、守屋明、吉田克己、和田仁孝、渡辺千原

監事 二宮周平、船越資晶

「学術大会の歩み」及び「役員一覧」について

紙幅の制約から、学術大会の全ての報告を掲載することはできなかった。『法社会学への出発』という本小冊子の趣旨に鑑みて、一九七八（昭和五三）年の創立三〇周年記念大会（前年より学術大会が年一回開催体制に移行し、またこの年から学会報が刊行されるようになった）を画期とし、それ以前は全ての報告を、それ以後は原則として全体シンポジウムの報告についてのみ記載することとした。なお司会者や討論者については割愛させていただいた。学術大会報告のタイトルに関しては、学会誌『法社会学』の学会記事上の記録と、学会報告に加筆したことが多い同誌掲載論稿のタイトルとが異なる場合も少なくなく、確定には困難を伴う。その扱いについては、学術大会の記録ということで、可能な限り、学会誌の「学会記事」に記載されているタイトルを用いることとした。但し、学会記事によってタイトルが確定できない場合は、『法社会学』掲載論稿がある場合にはそのタイトルによった。『法社会学』二三号一六五—一七四頁に「法社会学学会学術大会報告テーマ・発表者一覧」があり、第四四回（一九七〇年度秋季）学術大会までの研究報告とシンポジウムのタイトル及び報告者名が記録されている。大部分は『法社会学』各号「学会記事」等の記載と一致するが、一部食い違うところがあった。明らかな誤植や誤記は改めた上、必要に応じて『法社会学』旧号によってさらに補充した。第四四回大会以降については『法社会学』の「学会記事」によったが、一部不明の年があり、それについては、小川政亮会員ご提供の資料、学会事務局保管資料及び原田純孝事務局長、高橋裕事務局員の個人的な保管資料によって、明らかにすることができた。とりわけ、古い時代の貴重な資料をご提供いただいた小川会員には改めてお礼申し上げる次第である。「役員一覧」は、『法社会学』各号記載の一覧に基本的に拠り、一部、上記事務局保管資料等により補充した。なお、「学術大会の歩み」及び「役員一覧」ともに、全て敬称は省略させていただいた。

あとがき

創立五〇周年記念事業実行委員、大阪大学教授 田中茂樹

本冊子は日本法社会学会創立五〇周年記念事業の一環として作成した。冊子の内容と体裁については原田純孝事務局長・丸田隆理事および田中が協議し、編集実務と資料整理は濱野亮事務局員が担当した。

以下資料の性格と編集の意図について略記する。七六回分の「学術大会の歩み」は、半世紀間の法社会学会の研究活動の展開を概観するための資料として収録した。学術大会は一九七六年までは年二回春と秋に開催されたが、翌年からは年一回に変更された。一方で日本の近代化の阻害要因を実証的に解明しながら、他方でさまざまな学派が科学としての法律学の方法論的な基礎付けを模索するという法社会学会の初期からの特徴を端的に理解することができるであろう。

「法社会学会役員一覧」のうち、一九五二年から六九年までの期間については書類が紛失しており、各方面へ問い合わせをしたが、残念ながら役員改選の有無さえ判明しない。興味深いのは創立後数年間の役員構成のバランスである。国公立と私学、東京と地方などの均衡の他に、占領軍好みの人選がなされたか、などさまざまな社会学的考察が可能であろうが、現段階では推理の域に留まる。

「法社会学への出発（たびだち）」と題するエッセイは、過去および現在の法社会学会役員や各地の法社会学研究会幹事のうち、一九三九年以前生まれの会員四五名に執筆を依頼した。執筆期間が短かったため、締切日までにご寄稿いただいたのは二六名であったが、法社会学という新興の学問との遭遇、この学問の研究を志した動機を回顧していただき、併せてその後の研究活動の自己評価をもお願いした。執筆者の主たる活動拠点は、北海道東北二・関東一三・中部三・関西六・九州二である。自分史という形態で、戦後法社会学の原点を語っていただくという編集者の意図を体現して下さったことに深く感謝する。

以上の本冊子は、戦後法社会学の軌跡の社会学的な解明のための決して唯一の資料ではないとしても、少なくともその一部となりえたと信じたい。

創立五〇周年記念事業実行委員，関西学院大学教授 丸田 隆

私が、法社会学会五〇周年記念事業の一環である歴史・出版事業で主に分担したのは、法社会学会創設期に法社会学を志された先輩会員に対するインタビューであった。

私自身が、法社会学に関心を寄せ、勉強を始めたのは、一九七〇年代半ばであり、学問方法論的には、「現代法論争」のまっただ中であつた。したがって、「法社会学論争」や、「法解釈学論争」といった（当時は）知的好奇心を刺激してやまない方法論争については、書物やクラスで学ぶことはできても、そのビビッドな息使いは、知る由もなかった。

今回の関西地区在住の三人の法社会学会の先輩会員（乾昭三会員、甲斐道太郎会員、および及川伸会員）に対するインタビュー取材は、私の知らなかった法社会学会設立の頃の話（裏話）や、ご苦労や、方法論的迷いと政治状況の緊迫感など、きわめて興味深いお話を直接お伺いする機会となった。法社会学会創設期の法社会学という学問に対する当時若手であつた先輩会員の知的関心の深さは、何か禁欲生活を解かれたあとの勢いを伴うような熱さを感じさせられた。

インタビュー取材は、それゆえ楽しく、またとても暖かい人間関係を感じるものであつた。しかし、本書の刊行に際して、もっとも煩雑でもっとも時間の取るお仕事は、田中茂樹会員や濱野亮会員にすっかりおんぶしてしまい、十分お役に立てなかつたことをお詫びしたい。

日本法社会学会事務局員、立教大学助教授 濱野 亮

今回、法社会学会事務局員として、編集作業の一端ならびに学術大会年表（「学術大会の歩み」）及び学会役員一覧の作成に参加させていただいた。昨年の秋に企画が提案されてから実質的に半年で刊行するという短期決戦であり、ご執筆いただいた諸先生方には、年度末のご多忙な時期に、色々と無理なお願いをさせていただいたが、無事に五〇周年記念大会当日に配布するという目標を達成することができ、編集担当者一人としてほっとしている。昨年事務局員に任命されたばかりの新米であり、また、出版物の編集作業は初めての経験という私が、なんとか務めを果たせたのも、諸

先生、とりわけ五〇周年記念事業実行委員としてこの『法社会学への出発』の編集責任者を担当された田中茂樹教授と原田純孝法社会学会事務局長のご配慮とご指導のおかげである。また、小冊子のレイアウト等細部にわたる体裁については、明宏印刷の神沢さん、福田さんに専門家の立場から貴重な助言をいただいた。この場を借りてお礼申し上げたい。

今回の仕事を通じて、諸先生が若き日に法社会学という新しい学問に対していだかれた熱い想いに、貴重な生原稿を通して接することができた。戦後という時代状況の中での法社会学への出発を回顧しつつ、ご自身の研究の歩みを総括される文章によって、これまでの研究生活の根底で駆動し続けてきた「初心」をご教示いただいた気持ちである。法社会学は、法律学の中では、研究者一人一人の個性と社会状況ないし社会的課題を直接的に表現することができる学問分野の一つであり、またそのような意味での自己表現が大切であることをあらためて教えていただいたように思う。

また、年表作成にあたり、学会誌『法社会学』のバックナンバーを創刊号から通覧する機会を得たが、とりわけ昭和二〇年代の薄茶色に変色し朽ちかけた頁からは、当時の物質的には困難な条件のもとで、日本社会の改革と法律学の変革を熱烈に希求する諸先生の姿が、五〇年という月日を超えて迫ってくるようであった。当時のように学会全体が一体となって共通の課題を追求することは、問題意識と方法論が多様化し、会員数も飛躍的に増加した今日では不可能であるとしても、学問的革新の気風と、社会変革を志向する実践的問題意識という草創期の精神は、日本法社会学会の初心として、後の世代にとって、今後ともたちかえり継承・発展させていくべきものであると思われる。

学会創立五〇周年を記念するこの『法社会学への出発』の制作に参加する機会を与えていただき、心より感謝する次第である。

刊行作業を終えて

日本法社会学会事務局長、東京大学教授 原田純孝

この小冊子を予定通り創立五〇周年記念学術大会の当日に配布することができ、事務局としては大変うれしく、かつ、ほっとしている。短時日のうちに、しかもコストは極力抑制するよう配慮しつつ、このように立派な記念冊子ができあがったのは、ひとえに、編集の任に当たられた田中茂樹、濱野亮両会員のご努力のおかげである。また、紙幅や期限の制約があるなかで、それぞれの「法社会学への出発」を意義深く伝える文章をお寄せくださった諸先生に対しても、心からお礼を申し上げたい。

それらの文章を拝読して、おのずと私も、自らの法社会学との出会いのときを思い起こした。専門の講義が始まった二年生の後半にセツルメント法律相談部に入ったのがきっかけであった。以後、皆と一緒に、司法試験用の勉強を進めるかたわらで法社会学の諸著作にも接していくことになる。川島武宜先生の『所有権法の理論』や『科学としての法律学』、渡辺洋三先生の『日本の社会と法』や『憲法と現代法学』、また、法律相談部の顧問をしてくださっていた来栖三郎先生の論文「法律家」などもその過程で一通り読んでいる。『所有権法の理論』はさすがにむずかしく、まだ助教授であった稲本洋之助先生をチューターにお願いして読書会形式で少しずつ読み進めた。司法試験を終えたのち直ちに研修所に入る道を選ばず、研究者になることも考えてみようかと思い始めたのは、そういう伏線があったからであろう。

社会科学研究所の助手に採用されたのは、一九六八年一二月、大学紛争のただなかであった。そちらの方での記憶が鮮明な反面、法社会学会への入会の記憶は定かでない。当時は渡辺先生のところに事務局があったから、ほぼ自動的に入会したのだと思う。その私が以後三〇年近くを経て、創立五〇周年目の事務局を引き受けていることを考えると、時の流れの速さを痛感させられる。

創立五〇周年の記念事業は、記念学術大会とこの冊子の作成で終わるわけではない。まだこのあとに、本格的な書物の出版事業が控えている。新たに組織される記念出版編集委員会の手によってその書物が刊行されるまで、さらに多くの会員のご尽力を仰ぐことが必要になるが、事務局としてもその作業を下支えするべく最大限の努力を払っていきたいと思う。

法社会学への出発——日本法社会学会創立五〇周年記念

発行日 平成9年5月17日

編集 日本法社会学会創立五〇周年記念事業実行委員会

発行 日本法社会学会事務局

〒113東京都文京区本郷7-3-1 東京大学社会科学研究所内

印刷所 明宏印刷株式会社

〒170東京都豊島区北大塚3-21-10

03-5394-1861

03-5394-1845

(広報委員会・本ページ記載の所属は 1997 年現在のものです。)